

## 会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 令和3年6月8日(火) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

1番 鈴木 勝利

2番 藤田 尚美

3番 秋山 泉

4番 長田 麻美

5番 山本 伸子

7番 伊藤 裕一

8番 石原 幸雄

9番 柳井 哲也

10番 甲斐 徳之助

11番 池辺 己実夫

12番 加川 裕美

13番 北島 登

14番 杉森 弘之

15番 須藤 京子

16番 黒木 のぶ子

17番 守屋 常雄

18番 諸橋 太一郎

19番 市川 圭一

21番 遠藤 憲子

22番 利根川 英雄

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	植 田 裕
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	飯 島 希 美
監査委員事務局長	本 多 聡
農業委員会事務局長	結 速 武 史
経営企画部次長兼 政策企画課長	柳 田 敏 昭
総務部次長兼 人 事 課 長	二野屏 公 司
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長	飯 野 喜 行
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修
庶務議事課主任	椎名紗央里

## 令和3年第2回牛久市議会定例会

議事日程第3号

令和3年6月8日(火) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

---

午前10時01分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

---

一般質問

○杉森弘之 議長 1番鈴木勝利議員。

[1番鈴木勝利議員登壇]

○1番 鈴木勝利 議員 おはようございます。公明党の鈴木でございます。通告順に従って質問させていただきます。

まず最初に、奨学金返還支援について質問させていただきます。

人口急減、超高齢化時代に突入した我が国は、労働力人口の減少による経済規模の縮小、給付と負担のアンバランスによる社会保障制度の持続可能性の低下、自治体の担い手不足による行政機能の維持の困難といった大きな課題に直面することになりました。それは、2017年をピークに人口減少に転じ老年人口の増加が続いている本市においても、決して例外とは言えません。

そこで、本市の総合計画では、合計特殊出生率2.1という目標を設定し、世代が循環するまちづくりに取り組むことで転入超過を回復、継続し、2040年には8万5,706人、2060年には8万4,338人という推計人口を算出し、人口減少を抑制することが示されています。あわせて、将来の年少人口割合と生産年齢人口割合の上昇も推計しております。

それでは、具体的にどのようにしてこれらの目標を達成していくのでしょうか。人口減少・少子化対策は、結婚、出産、子育て、教育、仕事、住居、生活環境等々、多岐にわたる極めて重層的な対策です。それはまた、若者、若い世代が本市に定住し続けてもらえるような政策を打ち出すことであるとも言えます。

そこで、若者が本市に住み続けてもらえる、あるいは、本市に移住してくる、さらには、一

且本市から出ていってしまっても本市に戻ってくる、そのような本市が若者にとって魅力を感じてもらえる政策をつくり上げていかなければなりません。そこで、まず、本市が現に取り組んでいる若者を呼び込む政策について、どのようなものがあるか伺います。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 昨年度末に制定いたしました牛久市第4次総合計画では、基本目標を「ふるさとを想う市民と共に『世代がめぐる』まちを創る」とし、牛久市で育った人々が一度は市を出ていっても再び戻ってくるなど、牛久市に愛着を持つ人として育てていただくよう、地域ぐるみで子育てを行うコミュニティ・スクールを全校で実施しております。

また、併せて策定いたしました第2期牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、婚活パーティーの支援や婚活支援機関の情報発信支援をはじめ、今後は新婚生活における住居支援なども検討してまいります。

なお、令和元年度から行っております移住支援金給付事業のわくわく茨城生活実現事業では、今年度より支援の対象者としてテレワークでの移住者、関係人口による移住者を要件に加えております。これは、業務のうち勤務日の半分以上をテレワークにより行うもので、自己の意思により牛久市に移住した人が対象となります。関係人口につきましては、転入時に55歳未満の2人以上の世帯であって、なおかつ、県内に就業または起業しており、市内に通算5年以上居住したことがある人及び市内に住宅を購入した人を対象とするものです。以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 ただいまの答弁を伺いまして、まだ当該政策については十分ではないと認識いたしました。これでは、本市が若者にとって魅力を感じてもらえるとは言えないのではないのでしょうか。

若者は、一般的に収入が低く、経済的に厳しい面を抱えております。それを支援することも若者を呼び込む政策だと考えられます。総合計画に明記されているように、本市の若者の8割近くは、大学等へ進学していることを考えると、同時に、多くの若者が日本学生支援機構等の奨学金制度を利用している、あるいは、利用していたと考えられます。昨年4月より高等教育の無償化が充実し、授業料の減免や給付型の奨学金の対象範囲が拡充されました。しかし、一方で、貸与型奨学金を利用して苦学しながら学生生活を送っている、あるいは、送ってきた若者も少なくありません。彼らは、学校卒業後、その奨学金を返還する義務を負うこととなります。若者にとって、少ない収入の中から奨学金返還に充てるのは、厳しいといった声も聞かれます。

そこで、提案です。奨学金を利用した若者が本市にとどまる、帰ってくる、移り住んでくる

といった場合、本市が奨学金返還を肩代わりすれば、若者を呼び込むことができるのではないかと考えます。全国でも350を超える市町村が奨学金返還支援を行っております。茨城県でも、ひたちなか市や高萩市がそうした制度を取り入れております。本市の見解を伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 奨学金返還支援制度につきまして、県内では、御案内のひたちなか市、高萩市のほか、日立市の3市が実施しております。

同制度は、定住促進に向けた有効な施策の一つになり得る可能性があると考えますが、若者の定住促進や魅力のあるまちづくりは、様々な観点から全市的に取り組むべき課題だと認識しております。引き続き、関係各課と連携し、若者を呼び込む施策について検討してまいります。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 若者にとって魅力あるまちづくりにぜひとも全市的に取り組んでいただきたいと考えております。そして、奨学金返還も、有効な施策になり得る可能性があると考えるのであれば、その実現に向けて前向きに取り組んでいかれますようお願い申し上げます。これについては、以上で質問を終わりにいたします。

次に、行政のデジタル化について質問させていただきます。

5月12日、デジタル改革関連6法案が国会で可決成立いたしました。デジタル庁の設置、理念を定めた基本法、押印の廃止などの社会整備、マイナンバーカードと預貯金口座のひもづけ、自治体の情報システムの標準化の5つの分野で構成されております。

行政のデジタル化については、昨年9月定例会の一般質問で同様の内容を取り上げましたが、時代は既にデジタル化という概念にとどまらず、IT技術やデジタル技術を活用して生活やビジネスモデル、組織、文化、風土といったより広い範囲の変革を促す取組であるデジタルトランスフォーメーションという概念が取り入れられております。こうした分野の急激な進展に後れを取ることなく、国や県の動向をしっかりと見据えながら、先手、先手で対応していくことが市民の利便性を高め、行政の効率化を図り、行政コストを削減し、もって市民の負担を軽減するばかりでなく、市の働き方改革にも資することになることを行政の担い手は肝に銘じていただきたいと考えております。

さて、前回の一般質問から1年もたっていないため、あまり進展していないと考えられますし、何よりも国の本格的な実施がこれからですので、当然、動き出せない政策もあるかと考えますが、現時点での状況で結構ですので、お答えいただきたいと思っております。また、前回の質問と重複することもあるかと思っておりますが、それは御容赦願いたいと思っております。

まず、行政のデジタル化の要ともなるマイナンバーカードについて質問いたします。

本年4月よりコンビニエンスストアで各種証明書の申請交付が可能となりました。これにはマイナンバーカードが必要ですが、午前6時30分から午後11時まで市役所の閉庁時間帯も証明書が取得できるということで、先日、必要書類の用意のために日曜日の午後6時頃、近くのコンビニに行って交付を試してみました。意外と簡単にすぐに取得できたことには、正直言って驚きでした。

その利点を私なりに簡単にまとめると、1つは、わざわざ市役所や出張所まで足を運ばなくても、近くにコンビニさえあれば歩いてでも行ける、2つ目が曜日を選ばず、朝から夜遅くまで交付が可能、3つ目が申請書への記入が必要ない、4つ目が印鑑登録証明交付に印鑑登録証は必要ない、要らない、5つ目にマルチコピー機さえ空いていれば、並ぶことなくすぐに取得できる、そして、6つ目に、コンビニ交付を実施している自治体であれば、全国どこの自治体からの証明書も取得できるといったものです。これは、デジタル化のほんの一つのメリットかもしれませんが、デジタル化がいかに私たちの生活に利便性をもたらすのかという一事例であると思います。

そこで、まず、4月開始のため、まだ多くはないと思いますが、コンビニ交付による各種証明書交付件数をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 お答えいたします。

令和3年4月1日よりスタートいたしましたコンビニ交付の5月末現在の証明書総交付件数は、590件となっております。内訳といたしましては、住民票345件、印鑑登録証明書215件、課税（非課税）証明書30件となっております。以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 次に、直近のマイナンバーカードの本市の普及率を伺います。あわせて、「隼より始めよ」ではないですが、本市職員のマイナンバーカードの取得率も伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 牛久市のマイナンバーカードの普及率につきましては、令和3年5月23日時点で、申請者数が3万7,572人、人口に占める申請率は44.3%で、このうち既に2万8,558人にマイナンバーカードを交付しており、交付率は33.7%で県内6位となっております。

また、把握している牛久市職員のマイナンバーカードの取得者につきましては、令和3年3月末時点で市町村職員共済組合に加入している職員353人のうち取得者は240人で、68.6%の取得率となっております。以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 市がスタートしておりますので、市の職員が率先してまずマイナンバーカードを取得していただきたいと思います。

マイナンバーカードが、かなりそれでも普及はしてきていると思いますが、なかなか普及しない理由は何だと考えておりますか。伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 マイナンバーカードが普及しない理由といたしましては、マイナンバーカードを取得するメリットを感じない、必要性や活用方法が分からない、取得することによって個人情報が増えるのではないかという不安があることが挙げられます。

また、窓口で写真撮影などの申請サポートを利用された方のうち、特に御高齢の方からは、申請方法が難しそうだったという御意見も多く伺っております。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 マイナンバーカードは、今後、健康保険証や運転免許証の機能を併せ持つようになっていくということですが、マイナンバーカードを持つことの意味とメリットを伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 マイナンバーカードは、現時点でも本人確認書類として活用できるほか、コンビニ交付や各種の行政手続のオンライン申請に利用できるなどのメリットがあり、健康保険証、運転免許証との一体化やe-Tax、いわゆる国税電子申告・納税システムやスマートフォンやパソコンからオンラインで行政手続ができるマイナポータルの活用なども進められているところです。

今後、デジタル庁の開設に伴い、デジタル社会形成のための様々な施策も示されており、その施策の基盤がマイナンバーカードと位置づけられているため、マイナンバーカードは、社会生活上、必要不可欠な存在になっていくものと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、本市のマイナンバーカード普及のための手だてと、それによる効果を伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 総合窓口課で実施しているマイナンバーカード申請サポート窓口につきましては、現時点で4,066人の方が利用し、職員が無料で写真撮影し、申請までをサポートする大変便利なサービスであるため、今後とも周知を進めてまいります。

また、一昨年より、牛久警察署や牛久消防署などの公的機関に出張してマイナンバーカードの申請を受け付ける取組も実施しており、現時点で160件の実績がございます。

今年度は、コロナ禍の状況を見ながら、市民の身近な場所に出張してマイナンバーカードの申請を受け付けるサービスも計画しております。

また、今年度は4月いっぱいまでマイナポイントの制度が締切りとなったため、2月は535件、3月は590件、4月は321件と例月のない駆け込み申請がございました。このように、メリットを感じればマイナンバーカードの取得は一層進んでいくため、今後、9月のデジタル庁の創設により打ち出される様々な施策を市民に対して分かりやすく広報してまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 ぜひともマイナンバーカード普及に取り組んでいただければと思います。

次に、本市の窓口業務におけるオンライン申請の事例と実際の申請数を伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 本市のオンライン申請、また、届出の利用件数につきましては、令和元年度は1,078件でございましたが、令和2年度は5,548件と、令和元年度と比較しますと大幅に増加しております。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響で学校が臨時休校となったことに伴い、児童クラブ関連の申請をオンラインで行えるようにしたことが大きな要因となっており、関連申請数は合わせて4,298件に上ります。

そのほか、令和2年度で利用が多いものとしましては、乳がん・子宮がん検診利用申込みが508件、土曜・放課後カップ塾の申込みが396件、生涯学習講座の申込みが170件、成人式参列希望申請が83件となっており、申請・届出時期が一過性のものを含めまして98種類の申請・届出をオンラインで御利用いただいている状況でございます。

なお、令和3年度牛久市職員採用試験におきましては、いばらき電子申請・届出サービスを利用し、オンラインでの受験申込みを行っているところでございます。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 デジタル化を妨げている一因でもある押印慣行、国では押印廃止の議論が進められておりますが、市独自で押印を廃止した事例について伺います。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 牛久市では、平成9年策定の第2次牛久市行政改革大綱に基づき、平成10年に行政手続の簡素化のため、住民票・戸籍の写しなどの申請書の押印を廃止した経緯がございます。これらは、法令で定められていないものについて廃止したものでございます。

現在、国は、デジタルガバメントを実現するため、押印原則、書面主義、対面主義について徹底的な見直しを進めております。そのため、地方自治体にもこれらを推進するため、令和2年12月に地方公共団体における押印見直しマニュアルを作成し、各自治体に見直しを要請しております。今後、9月に発足するという国のデジタル庁や県内自治体の動向を注視しながら、全庁的に検討を進めていかなければならないと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 スマートフォン等のIT機器が、老若男女問わず広く普及している実態を考えると、スマートフォンのアプリを使った利便性向上や効率化をいま一歩進めるべきだと考えております。

これも昨年9月に質問いたしました、道路や公共施設の異状や損傷を通報するための市民通報アプリ、また、防災行政無線はデジタル化を進めているということですが、場所によって聞きづらく、緊急時の対応が問題視されるため、それと並行して防災行政無線アプリ等、それらスマートフォンを利用した通知・通報アプリを導入してはどうかと考えますが、見解を伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 市民通報アプリの導入に当たりましては、これまでの一般質問でも何度かお答えさせていただいたとおり、コストがかかること、導入している他の自治体におきましても、アプリのダウンロード数の伸び悩みや決して多くの情報が収集できている状況ではないこと、寄せられた情報の中から緊急に対応すべきものを見極める必要があり、対応までに時間を要してしまうことなどが懸念されるため、早急な導入の必要性は高くないものと考えております。

次に、防災行政無線アプリの導入についてでございますが、現在行っている屋外拡声子局、屋外スピーカーによります防災行政無線の放送は、気象条件や地理的条件及び周辺環境などに影響されやすく、放送内容が聞き取りづらい場合もございます。そのため、様々な伝達手段により情報を伝えることが重要であり、かつぱメール、市ホームページやフリーダイヤル及びコミュニティFM放送など、様々な情報伝達を行っております。議員御指摘の防災行政無線アプリは、より多くの方々へ迅速かつ正確に情報を伝える上で非常に有効であると考えておりますので、今後、導入に向け検討を進めてまいります。以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 どうぞ前向きに御検討をお願いいたします。

続きまして、学校におけるデジタル化について質問させていただきます。学校の業務、学校事務の効率化を進め、学校の働き方改革にも資する統合型校務支援システムの導入状況について

て伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 教職員の長時間労働による勤務環境の改善に向けて、平成29年8月29日付で文部科学省から学校における働き方改革に係る緊急提言が発出され、ソフト面での取組に加え、ICTを活用した勤務時間の適正把握や教職員の負担軽減が求められています。

牛久市におきましては、令和元年度から、システム未導入の土浦市、石岡市、かすみがうら市及び龍ヶ崎市との共同調達を検討しており、令和4年1月の仮稼働、4月の本稼働を目指して4市とともに準備を進めております。

共同調達の理由といたしましては、1市で導入することよりもコストの削減が図られること、また、システムの導入により先生方が他市町村へ異動した際にも使い慣れたシステムを使用できることなどが上げられます。

システム導入によるメリットといたしましては、児童生徒の成績、出欠情報の一元管理、また、教職員の日常業務の効率化、さらに、教育委員会とのスムーズな情報共有などが上げられます。

効率的な事務処理により教職員の負担軽減となれば、長時間労働の改善や教職員の生活の質の向上につながり、教材研究の時間や児童生徒への時間が多く持てることで効果的な教育活動が可能となり、教職員の働き方改革に資するものと考えております。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 学校では既に児童生徒1人1台のタブレット端末が導入されていますが、学校の学習場面でなく、家庭に持ち帰っての家庭での活用が進められているのか伺います。

また、昨春の休校措置のような緊急時対応や不登校児童生徒の支援のためにも、今後、学校と家庭を結ぶオンライン授業を積極的に実施していくべきと考えますが、見解を伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 タブレット端末の家庭での活用についてですが、現在、各校で少しずつ家庭での活用が進んでいる状況です。

ある小学校では、まず、高学年の児童が持ち帰りを行い、学習ドリルの教材を使って家庭学習を行いました。その後、低学年や中学年も家庭に持ち帰り、家庭学習で活用を行っております。

ある中学校では、不登校の生徒が自宅に持ち帰り、リアルタイムで配信される授業を家庭で視聴して学習を行いました。このように、学校に行きたくても行けない生徒の学力を保障するためにも、タブレット端末を活用しております。

オンライン授業についてですが、現在、臨時休業が行われていないため実施はしていませんが、その準備が進められております。

ある学校では、学級で委員会の委員を決める際、欠席している生徒がオンラインで自宅から参加いたしました。画面越しに学級の友達と話し合いながら自分の所属を決めていきました。

また、市では、学校及び保護者に対して接続テストをお願いしているところです。新年度の更新に時間がかかっておりましたが、完了した学校からタブレット端末を家庭に持ち帰り、進めております。これによりまして、これまで学ぶことのできなかつた児童生徒に対しても学習の保障ができますので、今後も工夫を重ねながら活用を進めてまいりたいと思います。

**○杉森弘之 議長** 鈴木勝利議員。

**○1番 鈴木勝利 議員** 最後に、情報格差の問題について質問いたします。

情報格差、いわゆるデジタルディバイドについては、国際間デジタルディバイド、地域間デジタルディバイド、個人間・集団間デジタルディバイドと、格差の規模や原因によって問題が異なりますが、ここでは、個人の年齢と世代間によって情報格差が生じるデジタルディバイドの問題を考えます。

スマートフォン等のIT機器の活用には慣れ、困難であることから情報機器を活用できない方がいれば、そうした方はデジタル化の恩恵を受けることはできません。そこで、その解消のために、国はデジタル活用支援員の導入を進めておりますが、本市でのデジタルディバイド解消のための施策について伺います。

あわせて、総務省は無料のスマホ講習会を全国展開すると発表しておりますが、自治体の中には、既にスマホ教室やスマホ無償貸与等を実施しているところもあります。本市の見解を伺います。

**○杉森弘之 議長** 小川茂生市民部長。

**○小川茂生 市民部長** インターネットなどの情報通信技術を活用できる人とそれができない人との間に生まれる情報格差、いわゆるデジタルディバイドは、社会全体のデジタル化が進展する中、解決すべき課題とされております。

総務省がまとめた令和2年版情報通信白書によりますと、2019年における個人の年齢階層別インターネット利用率では、高齢者の利用率が前年比で大きく上昇し、世代間の格差が縮小傾向にあることが示されましたが、13歳から69歳までの各階層が90%を超えているのに対し、70歳から79歳の階層では74.2%、80歳以上の階層では57.5%となっており、高齢者世代のインターネット利用率は、いまだ高い水準ではないことが改めて浮上いたしました。

そのような状況下、本市におきましては、市民の学びの場を提供する生涯学習講座の中で、

初心者向けのパソコンやスマートフォンの活用講座等を毎年度継続的に実施しており、高齢者を中心とした多くの市民に受講いただいているところです。また、高齢者の生きがいをづくりと介護予防の一環として、令和元年度までに十数年にわたり高齢者向けのパソコン教室を開催していたこともあり、これらは、デジタルディバイド解消を主目的とした事業ではないものの、結果的に世代間のデジタルディバイド対策に寄与しているものと認識をしております。

なお、国では、主に高齢者を対象としたデジタル活用講習会を携帯ショップを中心とした全国1,800か所で実施し、今年度から令和7年度までの5年間で延べ1,000万人の参加を目指すことを計画しております。現在のところ、当市での開催時期等、詳細は未定ですが、今後、アナウンスがあり次第、国との連携を図り、広報紙やホームページ、メール等で広くPRするなど、本講習会へ多くの市民に参加していただけるよう協力を行うことで、デジタルディバイド解消を推進してまいりたいと存じます。

デジタル改革関連法が成立し、その一環として地方公共団体の情報システムの標準化が進められると同時に、オンライン申請のさらなる充実等、市民の利便性を追求した行政サービスのデジタル化が、今後ますます進展することが想定されます。多くの市民がデジタル化の恩恵を享受することができるよう、今後とも努めてまいります。以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 いまだ行政のデジタル化は端緒に就いたばかりです。日本のデジタル化は、世界から大きな後れを取っているとされておりまして。もちろん、国の音頭取りの上で進めていかなければならないことも多いかと考えますが、ぜひとも市一丸となって行政のデジタル化に努め、市民の利便性向上、行政の効率化、行政コストの削減を図っていただきたいことを強くお願いいたし、私の一般質問を終了いたします。

○杉森弘之 議長 以上で1番鈴木勝利議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時50分といたします。

午前10時41分休憩

---

午前10時51分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、15番須藤京子議員。

〔15番須藤京子議員登壇〕

○15番 須藤京子 議員 市民クラブの須藤京子でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

初めは、第三セクター等への関与に関する指針の策定についてであります。

牛久市には、出資比率が49.9%の牛久都市開発株式会社、出資比率100%のグリーンファーム株式会社、99.97%の牛久シャトー株式会社と3社の第三セクターが設立されております。

令和2年度の経営状態につきましては、既にグリーンファーム株式会社と牛久シャトー株式会社の報告書が議会に提出され、その経営状況を見てみますと、2社は金額の差はありますが赤字経営となっております。牛久都市開発株式会社については、株主総会後に提出される予定となっておりますが、やはり厳しい経営状況が予測されます。

それぞれ公共性、公益性の観点から設立された第三セクターではありますから、もともとどこまで収益性が上げられるか、楽観視できない中での設立であったことは否めませんが、このコロナ禍において経営状況は一段と厳しさを増しております。

こうした状況下において、行政はこれら第三セクターにどう関与していけばよいのか、きちんと向き合っていかなければならないと思い、今回、質問する次第でございます。

なお、今回の質問では、第三セクター等といたしました。これは、今後、公益財団法人の設立が再提案されるかもしれないの下、あえて「等」を加えました。もちろん、公共団体が設立した財団法人も第三セクターと称されることは承知しておりますが、現在の会社法法人の形と別の組織運営体制であることから、あえて「等」の表記をさせていただきました。

まずは、市の施策展開における第三セクターの果たす役割と行政関与の在り方についてであります。

第三セクターは、それぞれ市の施策展開に必要な組織として設立されたわけですが、その果たすべき役割を市はどのような形でそれぞれの経営方針の中に反映させ、財政状況をチェックし、健全な経営状況となるべく関与していくのか。採算性が見込めない状況の中での財政支援の是非をどう判断するのか。市の見解を伺います。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 お答えいたします。

総務省は、平成26年、地方公共団体に対して関係を有する第三セクター等について、自らの判断と責任において徹底した効率化・経営健全化を促すため、第三セクター等の経営健全化等に関する指針を発出しております。指針では、地方公共団体は第三セクター等の健全な経営が維持されるよう、適切な関与が必要であると示されています。

1つ目として、第三セクター等の現在または将来の経営状況や資産債務の状況について適切に把握を行うことが必要であるとしております。把握したこれらの状況に基づき、定期的に第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査することとし

ています。

2つ目は、議会への説明と住民への情報公開として、第三セクター等の財務書類などの報告公表を行い、理解を得ることが必要であると述べています。

3番目として、地方公共団体からは独立した事業主体である第三セクターの経営者は、経営責任と徹底した効率化を認識しなければならず、その職責にふさわしい人材を充てること。

4番目には、公的な財政支援の考え方が示されています。第三セクター等は、原則として、経営は自助努力により行われるべきであるが、基本的に公共性、公益性の高い事業を行う法人であり、自らの収入を充てることが適当でない経費や最大限の経営努力をしてもなお、自らの収入だけでは客観的に困難と認められる経費については、地方公共団体が公的支援を行うこともやむを得ないと考えられるとしています。そして、損失補填や債務保証は行うべきではないことが示されております。

牛久市といたしましても、現在、この指針に沿った関与を行っているところでございます。

**○杉森弘之 議長 須藤京子議員。**

**○15番 須藤京子 議員** 予想していた御答弁ではございますが、この内容は、総務省の示した指針から一歩も出ない内容でありまして、今、様々な局面で崖っ縁に立っている各社の状況を前に、この方針を貫くことができるのですかと改めて問わざるを得ません。

市の施策展開に必要な組織体制として設立した株式会社に対する市の責任とは何か。公的財政支援の考え方は総務省の指針でも示されておりますけれども、現在の各社に対し、どういう状況になったときにどう決断するのか、再度伺います。

**○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。**

**○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長** ただいまの質問にお答えいたします。

市が第三セクターとして3つの株式会社を設立した目的がそれぞれあるかと思えます。牛久都市開発株式会社については、エスカード牛久ビルの管理運営を行うとともに、まちづくり会社として牛久市の活性化を図ること、グリーンファーム株式会社は耕作放棄地の活用と農業後継者育成、牛久シャトー株式会社は重要文化財の管理、保護と運用であるかと。これらの目的達成のため3社は事業を行っており、市は、設立者としての責任、出資者としての責任を全うしなければならないと考えております。

3団体は、現在、それぞれ厳しい状況の中で経営努力を重ねてまいりましたが、天候不順による収獲減、そして、コロナ禍による影響で赤字であることは、全員協議会で報告をさせていただいたとおりでございます。しかし、牛久都市開発株式会社の今期の決算については、黒字の見込みであるということも聞いております。

いずれにしても、赤字補填は基本的に行わないことなどが総務省の指針でうたわれておりま

すので、現状ではこの方針に従って判断をしてみたいと考えております。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 ここで仮定の話をして、これ以上厳しい、牛久シャトー株式会社などはまだまだコロナ禍の影響を受けているということで、まだまだ厳しい状況に置かれ、これは経営状況を根底から揺るがすことにつながると思います。最初のうちは、まだ資本金を取り崩す中で資金を回していくということもできると思います。それもいずれ、それでは回っていかないときが来る。そのときに赤字補填はしないという方針を示されているわけですが、では、設立したときの市の責任を市はどう果たしたのかというのが、一方で問われてくると思うのですが、それはそのときになって初めて改めて考えていくのか、今後の経営状況を見ながらやっていくのか。これは仮定の話になりますから、返答は難しいのかもしれませんが、副市長、いかがお考えでしょうか。

○杉森弘之 議長 滝本昌司副市長。

○滝本昌司 副市長 お答えいたします。

今、牛久シャトーのお話が出ておりますので、牛久シャトーに関してお答えさせていただきましても、おっしゃるようにコロナの影響、まさしく全国的な影響を与えているコロナの影響を受けて、牛久シャトー株式会社も大きな打撃を受けているという状況です。

公的支援の話を申し上げますと、公的支援につきましては、第三セクター、根本的な意味合いからいきますと、公的な部分があるということで、それを何とか維持していきたいということでの設立をしたわけでございますので、その公的な部分については支援という可能性が大いにあると思います。公的部分の維持管理のための支援というのは、大いにあると思います。その手法は様々あると思います。お金をそのまま補助金として出すとか、出資ができればそれを出資して補っていくとか、貸付金とかいろいろ、あるいは、株式会社自体がお金を借りるというようなことが想定されます。

そういったこと、あらゆる手段を講じても立ち行かなくなるということは、当然、想定ですが、想定されます。その際にお金、手段としては支援金として補助金を出すというのが即効性のある手段だと思います。そのときに、貸付金もそうですけれども、議会の皆様の同意がなければできない。これはもう分かり切ったことですので、それを求めていくことになるわけですが、それが得られないようなときにはもう、会社は、経営を継続するということが川口社長以下、一生懸命頑張っているんですけども、やることをやって立ち行かなくなった場合には、もう会社は倒産せざるを得ないというような状況です。そうすると、シャトーは返還する。もともと市の所有でも何でもなくて、オエノンホールディングスの所有ですので、所有者に返ると。その後の状況はどうなるか分からないというような状況になっていくという

ことになるんだろうと思っています。

ですけれども、そうならないために、今、いろいろな資金を投入しようということでのいろいろ動いておりますけれども、それがどうなるかということでございます。以上です。

**○杉森弘之 議長** 須藤京子議員。

**○15番 須藤京子 議員** 議会に対しては牛久都市開発株式会社の4億円の貸付けという、議会の決断というか、そこを迫るような場面がかつてございました。それは、これまで順調だと思われていたエスカード牛久ビルの経営が、当時のイズミヤさんの撤退ということで一気に局面に立たされたわけですね。そうしたことというのは、場面が違いますからシャトーとはまた状況が違うとは思いますが、災害的な経営困難に陥ったというコロナ、これもやはり大きな影響を牛久市にも与えると思います。そのことをやはり、いわゆるその時点になったときに議会に求めて、これを通さなければもう会社は潰れるんですよというような説明のときにまで説明をしないという体制は、お考えいただければと思います。

それでは、次の質問でございますが、第三セクター等の経営健全・自立経営に向けた行政関与指針の策定について質問をいたします。

ただいまは第三セクターへの行政の関与はどうあるべきかについて、市の基本的見解について質問をいたしました。ここでは、それを一歩進め、第三セクター等の経営健全・自立経営に向けた支援のため、出資比率や経営形態等を踏まえた適切な指導、監督・要請等の関与指針を定めることについて、市の見解を伺うものであります。

市は、行政機能を補完・代行する役割を託し第三セクターを設立した立場から、株式会社という経営形態の中で健全な法人経営を行っているかどうかの検証を行っていくべきであり、評価指標を示すなど、客観的知見に基づいた判断指針をあらかじめ想定していくべきではないかという思いから、この質問に至った次第であります。

市が市民の税金を使って設立した株式会社、場合によっては、再度税金を投入せざるを得ない状況に陥るかもしれません。そのとき市民に納得のいく説明ができるようにするためにも、行政関与指針の策定は必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

**○杉森弘之 議長** 柳田敏昭経営企画部次長。

**○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長** 第三セクター等の事業の意義、採算性及び事業手法を検討し、人的関与・財政的関与・情報公開などに対する指針を設けている自治体も見受けられます。中には、秋田県横手市のように、安全性・収益性・生産性・自立性の4分野に分けて明確に評価基準を数値で設けているところもございます。

指針を策定しております自治体の状況を見ますと、合併により同じ目的の第三セクターが複数あるところや第三セクターに自治体が赤字補填を続けているなど、自治体財政を圧迫する要

因を複合している団体が、それらを解消する方向性として指針を定めているようでございます。

牛久市といたしましても、現在、出資している3団体の第三セクターについて、将来を見極めながら、市の関与に関する総合的な指針を定めることの是非について、前向きに調査検討していきたいと考えております。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 それでは、この項の最後に、第三セクター等の等に当たる部分について言及したいと思います。

現在、市は、社会福祉法人である牛久市社会福祉協議会に運営費補助として3,000万円を支出しております。今後、公益財団法人が設立されたとしたら、その後の運営には市はどのように関わっていくのでしょうか。会社法法人の運営とは区分されるものではありませんが、どういう施策展開の下での支出であるのか、収益性が見込めない事業主体への財政支出はどこまでなのかも明らかにしておく必要があると思います。また、公益財団法人の設立には、現在、会長に牛久市長が就任している社会福祉協議会のような組織体制をつくっていくのか。議会が支出を認めなかった事案ですから御答弁はいただきませんが、今後、十分な説明が必要であると申し上げ、この質問を終わります。

それでは次に、コロナ禍における子ども・子育て支援策について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、子供や子育て家庭に様々な問題を生じさせ、孤立を心配する声も高くなっています。そこで、今回は、コロナ禍で影響を受けている子ども子育て支援のうち、2点について質問したいと思います。

まずは、地域における子ども・子育て支援策やネットワーク事業などについて、コロナ禍の現状、その中で課題とそれにどう対応してきたのかについて伺います。

令和2年度は、国の緊急事態宣言の発出や茨城県の感染拡大市町村の指定などにより外出自粛が求められ、市の公共施設は度々閉鎖され、子供たちは家に閉じ籠もらざるを得ない状況に置かれました。緊急事態下では、子供や子育て家庭への支援は、不要不急とみなされたのでしょうか。保育園は開園していても、子育てサロンなどは、当たり前のように閉鎖されました。

子供の遊びは大抵密で、遊びの場面で密を避けることは困難ではありますが、子供は、遊びを通して人と関わり、成長していくものであり、子供の遊びの場の確保は重要であると考えます。

地域子育て支援拠点事業や公立保育園の子育て支援、子育て広場などの現場は、どのような状況であったのでしょうか。施設が閉鎖されていた期間に行っていたことは何なのでしょうか。また、育児サークルや母親クラブ、子育て支援団体は、市民の協理理解の下で実施されていることから、より一層厳しい判断、困難さを抱えておられたのではないかと推察いたしますが、

どういふ状況に置かれていたのでしょうか。伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国による緊急事態宣言や茨城県による感染拡大市町村の指定等により、予定されていた地域の子育て支援活動の多くが中止や延期となりました。

市内保育園での子育て支援事業については、開催日数を縮小したため参加人数は減少しています。一方で、電話等の育児相談は、令和元年度は255件、令和2年度は240件と大きな変動はありませんでした。

保育園には、保育を必要としている方に保育を提供するという役割があり、コロナ禍であっても、園での感染予防対策を徹底し保育の提供を継続しております。保護者との直接の対話は最小限となっておりますが、子供の様子に十分注意を払い、お便りや連絡帳を活用し状況把握に努め、登園自粛に協力している仮定においても、電話相談等で対応を行いました。

感染拡大状況により保育園の開放や行事などの地域子育て支援が実施困難な場合もありましたが、引き続き、情報提供を行い、今後も、支援の場として活用していけるよう努めてまいります。

また、牛久市子育て広場におきましては、国や茨城県による不要不急の外出自粛要請期間は広場を休館し、開館時は、予約制で時間や人数制限を行うなどの感染拡大防止対策を講じて実施しております。子育て広場につきましては、感染予防対策として、自動水栓の設置や消毒が可能な床材への変更など、開館時に安心して利用できるよう改修工事を行いました。閉館や利用制限により、従来の子育て広場が提供してきた親子での遊びの場や子育て支援に関する情報発信、子育て相談、保護者同士の交流等の子育て支援サービスが、十分に実施できていないことが課題となっております。

今年度からの新しい取組として、自宅にいながらもオンラインで子育て広場とつながり、子育てに関する支援が受けられるサービスの提供を計画しております。具体的には、親子が自宅で一緒にできる遊びの紹介や子育て支援に関する情報発信、子育てに関する相談を計画しており、7月より順次実施する予定です。以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 コロナ禍においては、子供を連れて歩いているだけで批判の目を向けられたり、時に心ない言葉を浴びせられたり、子供や親に対する周囲の視線は厳しいものがあつたとの話を伺いました。

そうした状況下で、子育て支援活動をしている方からは、少しでも子育て家庭に寄り添った活動をしていきたいけれども、ソーシャルディスタンスと支援の在り方の間で大変悩んだとの

お話を伺いました。市としては、社会資源を活用できない状況をどう認識しているのか、また、どのような支援を行ってきたのか、これは先ほどの質問の中で御答弁がありませんので、改めて伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 市といたしましては、社会資源を利用できない状況が続くことで、子育て世帯が孤立化し、子育てに関する負担や不安が増えることを懸念しております。

そうした中で、子育て広場におきましては、子育て広場の利用の方に閉館に伴う御連絡をした際には、閉館中も子育て広場には子育てアドバイザーが常駐しており、相談や問合せには対応させていただくことを御案内いたしました。子育てに関する問合せや相談があった場合には、電話でその方と対応してまいりました。また、子育て広場の休館中に予約をキャンセルしていただいた御家庭については、子育てアドバイザーからメッセージカードと自宅で親子で遊べる手作りの工作キット、季節に合わせて雪だるまの制作キットとか鬼のお面のキット、そういったものを郵送いたしました。自宅での遊びが楽しめるような工夫と支援を行っております。以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 昨年12月4日のNHK首都圏ネットワークでは、「コロナで極限！子育て世代が孤立する」のタイトルで特集が組まれていました。番組の中では、外出自粛の影響でママ友がつかれない、ママ友と会えず育児の悩みが共有できない、子供と過ごす時間が増え、いらいらしてしまっ手を手を上げてしまうこともあるというような切実な声が紹介され、専門家は、たった1時間でも、こうした児童館、子育て広場が開館していると安心感につながる、ぜひ一斉閉鎖はしないでほしいと指摘していらっしゃいました。

牛久市の中でも様々な、いわゆるハード面でのコロナ対策、プラス一人一人のソーシャルな希望に寄り添う、先ほど御答弁の中で7月からオンラインによる子育て支援の体制をつくるとおっしゃっておられましたので、ぜひそうしたところを充実させ、子育て家庭への支援につなげていただきたいと思います。

それでは、次に、子供の権利を尊重する支援の充実について、具体的には、コロナ禍で経済的困窮や孤立を深める家庭に対する貧困、虐待防止対策に関し、その現状と課題、解決策について質問いたします。

子供の権利を尊重する支援の充実については、第2期牛久市子ども・子育て支援事業計画の基本目標6に4施策が上げられ、独り親家庭への支援や児童虐待防止対策、子供の貧困対策等の充実が明記されております。

このコロナ禍において、子供の置かれている環境は、それぞれの家庭のありように大きく影

響を受け、厳しさを増していると言われております。令和2年11月に実施された厚生労働省子ども家庭局が行った「新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響に関する緊急調査」によれば、年末に向けての暮らし向きが苦しい、直近1か月間に必要とする食料が買えない経験があったと回答したひとり親世帯が、ひとり親世帯以外の世帯と比べて10%程度高く、また、貯蓄は一切ない、あるいは、50万円未満というひとり親世帯が、ひとり親世帯以外の世帯と比べて10%以上高い状況であることも報告され、ひとり親世帯の依然として厳しい生活実態が浮かび上がっています。

また、厚労省は、コロナ禍における子育て支援の重要な課題として、児童虐待防止対策を挙げています。コロナ禍で地域における子供の見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子供等を見守り、必要な支援につなげる体制の強化を訴え、また、未就園児については、母子保健施策等の必要な支援につなげるため取組強化の必要性を述べています。そのため、支援対象児童等見守り強化事業については、安定的実施に向け、引き続き、財政支援を行うともされています。

牛久市における子供とその家庭の現状と課題、その対応策について伺います。

**○杉森弘之 議長** 内藤雪枝保健福祉部長。

**○内藤雪枝 保健福祉部長** 牛久市の家庭児童相談室における相談実績は、令和元年度の実人数が693人、令和2年度が673人と大きな変化はありませんでした。一方で、延べ対応件数は、令和元年度3,843件、令和2年度4,766件と約920件増加しております。主な相談内容としては、児童虐待に関する相談や保護者が養育に困難を感じている相談、多子世帯の生活面の相談、コロナ禍における先の見えない不安や収入の減少による不安を抱える家族からの相談もありました。これらの相談には、集中的あるいは長期的に複数回の対応が必要であったため、対応延べ件数が大きく増加いたしました。

新型コロナウイルス感染症拡大により、子供や保護者のみでなく、子供に関わる関係機関も休業や活動自粛等の影響を受けておりましたが、連絡等により情報共有を密に行う等の対策を行いました。

また、こども家庭課におきましても、緊急性のない家庭訪問は電話対応へ変更することもありましたが、児童虐待に関する対応など、直接お会いして確認する必要がある御家庭は、コロナ禍であっても感染防止対策を講じながら家庭訪問や面談を行い、状況確認や困り事を直接聞き取り、相談対応をしております。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、困難を抱えた子育て世帯の孤立化を防ぎ、問題を早期発見・早期解決するため、今後も、関係機関と連携を深め、情報共有や役割分

担を行うとともに、経済的支援等の社会資源を活用した幅広い支援を行ってまいります。また、保護者との相談手段としては、対面や電話によるやり取りが多くを占めておりますが、新たな相談の手段についても調査、研究してまいります。以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 今回の質問では、虐待などの引き金ともなる経済的困窮などについての問題には触れませんでした。牛久市の実施している生活支援としては、国からの給付金以外の対策がほとんど講じられていない状況から触れませんでした。相談対応の中で困り事の要因や経済的困窮の実態などを目の当たりにされたことと思います。そうした実態に対し、市として対策を講ずる必要があるというようにお考え、また、具体的に動き出したものがあるのか、その辺を伺います。

○杉森弘之 議長 15番、須藤議員に申し上げます。

質問の残時間が少なくなっておりますので、よろしくお願いいたします。

内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 児童虐待につきましては、経済的困窮をはじめ様々な要因が複雑に絡み合っておりまして、市といたしましては、相談の際に保護者や児童本人からよく話を聞き、関係機関と連携し、状況調査を行い、虐待リスクとなる要因を早期に発見し、対応し、虐待防止に努めております。

経済的困窮につきましては、社会福祉課や社会福祉協議会など経済的支援を行う機関と連携し、支援につなげております。

市独自の対策につきましては、国の動向を注視しながら調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 議員としての一般質問の場合は、執行部と掲げた質問項目による質疑ということではありますが、ある意味、執行部の考え、議員の考えをやり取りする、キャッチボールの関係にあると思っております。市は一方的に執行部の考えを述べるのではなく、また、議員も議員の知見からによる一方的な考えを述べるのではなく、相互に、それをどうしたら市民の安心安全のために、暮らしやすい環境のためにつくっていくのか、そうした点を考えていく場と考え、第三セクターの問題、そして、子育て支援の問題を取り上げさせていただきました。

議会は議会の横暴をこの場で訴えていくということではないと御理解をいただきまして、私の一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で15番須藤京子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時40分といたします。

午前11時30分休憩

---

午前11時41分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、7番伊藤裕一議員。

[7番伊藤裕一議員登壇]

○7番 伊藤裕一 議員 会派フォーサイトの伊藤裕一です。

本日は、さきの4月28日に行われた市議会臨時会で可決した新型コロナウイルス感染症に関する対策強化を求める決議の見解について、大きく3点質問をいたします。

同決議は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、3項目にわたり対応を求めるものであります。決議の1項目めは、PCR検査を強化・拡大すること、クラスターの発生防止の観点から、エッセンシャルワーカーに対するPCR検査及び抗原検査を早急に、かつ適切に実施することを求めています。

PCR検査に関しては、むやみに検査を増やすべきではないという見解も一方ではありますが、接触機会の多い場所で働く方に関しては積極的に検査をすべきとの意見もあり、医療機関や高齢者施設の職員、スポーツ選手など、繰り返し定期的にPCR検査を行う事例もあります。決議は、後者の積極的に検査を行うべきとの見解に沿っていると言え、無症状感染もあることを考えると、感染拡大防止の観点からPCR検査の強化・拡大は必要と考えます。

具体的な方法としては、土浦市が行っている従業員へのPCR検査を行う事業者への補助、あるいは、日立市が行っている、自己負担3,000円でできるそうではありますが、希望する市民が安価にPCR検査を受けられるようにする等の方法が考えられます。

本市は、PCR検査の強化・拡大について、どのようにお考えでしょうか。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 お答えいたします。

PCR検査の実施につきましては、令和3年3月8日付厚生労働省発、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aにおきまして、感染症が多数発生している地域やクラスターが発生している地域の医療機関、あるいは高齢者施設の職員、また、入所者等のエッセンシャルワーカーも行政検査の対象となる見解が示されております。それに基づき、県では、感染拡大している医療機関や高齢者施設等に行政検査として集中検査を行っております。

また、感染拡大市町村でクラスターの発生など感染が急拡大している地域を絞り、県独自の

PCR検査を実施する体制を構築しております。この検査は、行政検査外の検査となるため、一部自己負担を徴収し実施をしております。

現在、県によるPCR検査体制が幅広く構築されてきておりまして、検査の強化拡大の判断は、県との連携が必要と認識をしております。市といたしましては、接触者以外の症状がない方が自費でPCR検査を行う場合、費用の補助などにつきましては、効果的なPCR検査の実施頻度や間隔などが示されておらず、個別の事情にどこまで対応するかという課題もあるため、今後も、国・県の動向を捉えまして、市民が安心して生活できるよう適切な検査体制を検討してまいりたいと思います。以上です。

**○杉森弘之 議長** 伊藤裕一議員。

**○7番 伊藤裕一 議員** 県と連携して行うので市独自では今のところ行う予定はないとの答弁でございました。安心感を持っていただき、また、PCR検査は非常に、1万円を超えるほど高額なものでございます。無症状感染の方から感染拡大という事態を防ぐためにも、引き続き、検討していただければと願ひまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

同決議は、2項目めで、ワクチン接種の円滑な実施のための対策を強化すること、接種会場まで行くことができない方のための交通手段を確保することを求めています。

かすみがうら市は、交通手段のないワクチン接種をする65歳以上の高齢者と介添え者を対象にタクシーによる無料送迎を開始、駅などの拠点と接種会場を結ぶ無料バスを運行する自治体もあるそうです。

ところで、本市は、令和2年10月1日より牛久市乗合タクシー、うしタクの運行を開始、同業の導入には、かっぱ号停留所まで行くことが困難な方への対応があると承知をしております。ドア・ツー・ドアのうしタクの活用も考慮しながら、接種会場への交通手段確保を図ることは、ワクチン接種の優先度が高い高齢の方等にとって有用であると考えますが、この点はどのようにお考えでしょうか。

**○杉森弘之 議長** 飯野喜行保健福祉部次長。

**○飯野喜行 保健福祉部次長** 市の新型コロナワクチン接種につきましては、3月19日から5月末まで医療機関従事者の優先接種を行いまして、一般高齢者の接種は、5月17日から予約を開始し、5月24日から接種を開始しております。一般高齢者の接種は、65歳以上、全人口2万4,667名の8割、1万9,734名を見込数といたしまして、7月下旬までに希望する全ての方が接種完了できるよう接種体制を構築しております。

接種会場まで行くことのできない方への交通手段の確保ですけれども、対象となる方の状態や人数により支援の方法が様々となります。4月30日に新型コロナワクチン接種に関する説明会を開催した際に、地域住民の支援活動を行っている行政区長、あるいは民生委員児童委員、

介護支援専門員、包括支援センター職員の皆様に、地域でお困りの方の情報につきましてもお知らせいただくよう御協力をお願いしたところであります。

今後、ファイザーワクチンと比べ、取扱いが容易なモデルナ、あるいはアストラゼネカのワクチン、これは現在、公的接種対象外となっておりますが、そのワクチンの導入とともに、交通手段確保の必要性が少ない身近なかかりつけ医での接種も進めてまいりたいと考えております。

ワクチン接種が進む中で、接種状況や地域の実情を把握いたしまして、接種希望の方が漏れなく接種できる体制につきまして鋭意、検討してまいりたいと思います。以上です。

**○杉森弘之 議長** 伊藤裕一議員。

**○7番 伊藤裕一 議員** ワクチン接種に関して、関連で質問させていただきます。

新たな決議の検討も進んでいるとのことで聞き及んでおりますけれども、65歳以上の方への接種予約開始当初、予約が集中し、年齢の細分化を行わず、現在は行っていただいているはがきによる予約につきましても、当初から行っていなかったため、混乱が生じました。また、当日キャンセルによりワクチンの余剰が発生した場合の対応につきまして、現在、キャンセル枠の設置が行われているものの、できれば接種開始前に対応を定めましてそれを公表するという事も考えられなかったのかと疑問が残るところでございます。

65歳以上の希望する方へ7月末までのワクチン接種完了を目指しており、今後、予約が取りやすい状況、先ほど、もう既に予約が入ったということでありましたので、今後、改善されていくと思いますけれども、65歳未満の方への接種開始に向けまして改善を図っていくことが重要であると考えます。そこで、ワクチン接種の課題はどのようなものがあると認識されており、その対応についてはどのようにお考えか、伺いたいと思います。

**○杉森弘之 議長** 飯野喜行保健福祉部次長。

**○飯野喜行 保健福祉部次長** お答えします。

65歳以上のワクチン接種の課題の一つとして、御存じのように、予約体制がございます。ワクチン接種の予約方法につきましては、ウェブ、LINE、コールセンターで行っておりますけれども、ウェブ、LINEは毎日数分で予約が完了しまして、コールセンターはつながりにくい状況が続いてしまいました。そのため、予約が取れない不安を少しでも解消するために、予約開始から5日目の5月20日から、窓口及び郵送による申込み受付を7月に実施予定でありました予定を前倒しをして実施しております。

また、これから予約開始となる基礎疾患の方を含めた64歳以下の予約に当たりましては、予約集中を緩和できるよう、予約対象者を年代ごとに設定することや予約の手段についても現在、検討しております。

しかしながら、64歳以下の方のワクチン供給につきましては、時期もワクチンの種類も現在のところ国から示されていないため、市の具体的な接種計画も、現在のところ、市民の皆様にお示しすることができない状況にあります。

市民の皆様が安心して御自分の接種計画を立てるためには、情報の速やかな伝達が必要不可欠と考えております。今後も、国からの情報や市のワクチンの進捗状況を分かりやすくお伝えするとともに、全ての市民の皆様が安全に速やかにワクチン接種ができるよう、接種体制の構築を目指してまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 決議案、3項目めは、収入減に苦しむ市民の生活支援と市内企業の経営支援を強化することとして3点挙げています。

3項目めの1点目は、コロナ禍において収入が減少した困窮世帯につき、子育て世代及び学生に対する経済的支援を強化することです。児童手当への市独自上乗せ、学生への奨学金貸与や給付金の支給、出身あるいは在住学生への特産品の送付、お隣の稲敷市では、市外で暮らす市出身学生への送料の補助を行っているそうでございます。そのような様々な補助、支援策を自治体が独自で行っておりますけれども、本市は、新たな子育て世代や学生への支援の強化は考えているか、伺います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 子育て世帯への牛久市独自の経済的支援といたしましては、令和2年度に児童扶養手当を受給するひとり親世帯への給付金といたしまして、対象児童1人につき1万円を、また、HAPPYマタニティ臨時特別給付金といたしまして、令和2年4月27日時点で妊娠中の方及び令和2年4月28日から令和3年3月31日の期間に妊娠届出書を提出した方を対象に、胎児1人につき10万円を支給するなどを行ったところであります。

支給実績といたしましては、ひとり親世帯への給付金の受給者は548人、対象児童は831人で合計831万円を支給し、HAPPYマタニティ臨時特別給付金につきましては、申請者796人に対し合計8,030万円を支給いたしました。

今年度につきましては、現時点で牛久市独自の子育て世帯への経済的支援の予定はございませんが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中での国の支援策として、対象児童1人につき5万円を支給する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給を現在、進めております。牛久市におきましては、令和3年5月に、この給付金の対象となる児童扶養手当受給者520人に対しまして3,940万円を支給いたしました。この給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し低所得となった子育て世帯も対象としておりまして、今後、対象となる方への周知を行いながら、準備が整い次第、

速やかに支給する予定としております。

大学生に対する経済支援といたしましては、奨学金の貸与等が挙げられるかと思いますが、牛久市独自の制度は設けておらず、市民からの問合せには、茨城県や日本学生支援機構など他団体の制度を紹介しております。学費等の支援が必要な大学生の対応につきましては、まず第一義的には、国、そして高等教育機関の設置者等が実施すべき施策だと認識をしておりますので、御理解をお願いいたします。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 生活支援につきましては、国の制度を実行していく、昨年度に関してはHAPPYマタニティを行っていただいた、また、学生への支援に対しては国や県の役割、そういった御回答であったかと思えます。現在は検討していないとのニュアンスだったかと思えますけれども、将来も検討していないのかどうかについて、御答弁をお願いいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 お答えします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、今後、ワクチン接種が進められていくとはいっても、完全に抑えていくには時間がかかると思えます。コロナによる所得あるいは経済的な影響が企業あるいは個人、そして学生へ長期間にわたり及ぼす状況になったときには、国の動向等に注視をしながら、そして、国から打ち出された、例えば国の施策を補完する施策はどうだろうか、あるいは影響が長引いた際には市独自の施策、そういったものもぜひ検討してまいりたいと考えています。以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 3項目めの2点目は、コロナ禍で苦しむ人に対する、心身の健康と回復のための「こころのケア」相談窓口を設置することでありました。

去年1年間に自殺をした人は、全国で合わせて2万1,000人を超え、2009年以来の増加に転じました。とりわけ女性や若者の自殺が増えているといい、新型コロナウイルスによる社会不安が影響しているものと推認されます。

本市でも、体の健康とともに心の健康に目を向けていくことが重要であります。現在、コロナ禍によるメンタル面の相談は、既存の窓口で対応していると承知していますが、明かせる範囲で、コロナ関連でどのような相談があるのか、専用窓口を設けるお考えはないか、伺います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 お答えします。

現在、心の悩みについての相談体制につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によるものも含めまして、市の精神保健福祉士による相談とこころの健康相談事業を実施しており

ます。

精神保健福祉士による相談は、随時対応しておりまして、令和2年度の相談実績は39人、延べ68件あり、新型コロナの影響を受ける前と比較し2件ほど減少しております。令和2年度の相談件数のうちコロナの影響と思われる相談は、不安で何でも悪いほうに考えてしまう、人に会えず気分が沈む等の内容で2件となっております。

次に、こころの健康相談は、毎月1回、予約で1回4名まで、1名当たり30分の相談時間で精神科医が相談に当たっております。令和2年度の実績は、11回開催し相談件数は33件で、新型コロナの影響を受ける前と比較いたしまして8件増加しております。このうちコロナに関連したと思われる相談は、2件となっております。

市に寄せられているコロナ関連の相談件数は合わせて4件であり、総相談件数に占める割合は約4%で、現状の体制で対応できる状況となっております。

「こころのケア」相談窓口につきましては、茨城県精神保健福祉センターがいばらきこころのホットラインでの電話相談や予約制の来所相談を行っておりまして、茨城県内の各保健所においても相談窓口を設置しております。市といたしましては、現在の相談体制の中でコロナ禍における相談を引き続き対応いたしまして、関係各課や他の機関と連携しながら、今後の相談件数の状況により相談体制の見直しを図ってまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 3点目のコロナ禍で苦しむ市内企業の様々な市独自の経営支援等を強化することについて質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大による売上げ減に悩む事業者に対し、昨年度来、様々な市独自の経営支援が行われてきたと承知をしていますが、それらの効果はどのように考えていらっしゃるのか、また、今年度は市独自の経営支援は予定しているのか、伺います。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 事業者に対する市独自の支援策ですが、令和2年度は、国の持続化給付金の対象にならない減収率30%以上50%未満の事業者を対象とした事業者支援金、空気清浄機購入やパーティション設置などのコロナ対策経費に最大50万円を助成する新型コロナウイルス感染防止対策補助金、国の持続化補助金の交付を受けた事業者に対し自己負担分の一部を助成する牛久市持続化補助金、市商工会が発行するハートフルクーポン事業の事業者負担分及びクーポン券つき店舗紹介チラシ「うしくぐるぐる大作戦」発行の助成など、決算額は総額でおよそ4億2,000万円となりました。財源には、国交付金1億7,000万円、県補助金8,800万円を充て、1億6,200万円については一般財源で対応いたしました。国・県の支援や市独自の支援のほか、無利子や低金利の融資等も事業継

続の大きな後押しになったと見られ、市商工会によりますと、昨年度、コロナ禍により経営が逼迫して倒産に至った商工会の会員は一件もなかったと伺っております。

今年度の当初予算に計上している市独自の事業者支援策は、商工会のハートフルクーポン券事業及びうしくぐるぐる大作戦の助成1,500万円となっていますが、新型コロナウイルス感染症の収束が見えてこない状況であるため、国・県の動向を注視しながら、引き続き、事業者支援策について検討してまいりたいと存じます。以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 今年度につきましては、ハートフルクーポン券及びうしくぐるぐる大作戦の助成1,500万円ということでありましたが、今後、引き続き、事業者支援の検討という御答弁は、前向きな検討ということでよろしいかどうか、確認をいたしたいと思いません。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 当初予算に計上しております支援策以外には、具体的には現時点で検討はしておりません。ワクチン接種が進みましてコロナ前の日常に戻る可能性も期待されますけれども、経済が好転するにはまだまだ時間を要するものと思われまます。ワクチン接種など感染症収束に向けた措置と並行して、コロナ後を見据えた市内経済の活性化を図る必要があるということは考えております。この決議をしっかりと受け止めまして、昨年度並みの補助金が国や県から交付されるよう要望するとともに、商工会の協力を得ながら、事業者が本当に必要な支援は何かというのを前向きに検討してまいります。以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 最後に、決議に対する執行部の考え方について確認をしたいと思いません。

本日の答弁を総合しますと、ワクチン接種に関しては臨機応変に対応していただいている部分もあり、また、接種会場への送迎手段など、一部検討していただいているとのことでありました。しかし、一方で、具体的に話が進んでいるというのも、今のところはないということでございます。

国に対する地方議会が提出する意見書は、霞が関の省庁で山積みになって、それほど見られないという話を聞いたことがありますけれども、牛久市において、そのようなことはないと思いませんけれども、市議会の決議の扱いについては、どのようにお考えでしょうか。

○杉森弘之 議長 答弁を求めます。滝本昌司副市長。

○滝本昌司 副市長 御答弁申し上げます。

もちろん、決議ですので、最大尊重して、当然、全て熟読といたしますか、読んでおりますし、

その後はどうしようかということでの検討はさせていただいておりますが、いろいろな条件がありますように、全てそれを実施するというわけにもいかないのも御理解いただきたいと思えます。以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 以上をもちまして一般質問を終了とさせていただきます。

○杉森弘之 議長 以上で7番伊藤裕一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時15分といたします。

午後0時08分休憩

---

午後1時16分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

4番長田麻美議員。

[4番長田麻美議員登壇]

○4番 長田麻美 議員 改めまして、こんにちは。日本維新の会、長田麻美でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

今回、少し項目が多いので、なるべく簡潔に質問をいたします。執行部の皆様におかれましても、なるだけ最後まで御答弁いただけるように調整をお願いしたいと思います。

それでは、まず1点目といたしまして、ふるさと牛久応援寄附について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く現在、本市においても、創意工夫をしながら財政運営をしているものと存じます。とはいえ、新型コロナウイルス感染症の影響により日本のGDPがマイナスとなり、今後の税収減は明らかなところでございます。

このような中、本年4月から新しい組織として、ふるさとうしく振興室を専従職員2名で設置したところであります。ふるさと応援寄附金に関しては、以前にも質問させていただいておりますが、改めて直近の進捗状況を含め、質問をさせていただきます。

まず、この時期に新しい組織を設置した目的をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 ふるさとうしく振興室は、これまでの兼務体制ではなく、専属の職員を2名配置し、御礼品の新規開拓や戦略的な広報に取り組み、「ふるさとうしく」の周知を積極的に行い、牛久市出身の方はもとより牛久市を御存じない方も、牛久市に貢献したい、牛久市を応援したいと思っていただき、「笑顔あふれる、にぎわいとやすらぎのあるまち うしく」のまちづくりに寄与できるよう設置いたしました。

結果として、税収の確保のみならず、ふるさと納税の御礼品を知っていただくことで、牛久の特産品の売上げ向上やPRにもつなげていきたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○4番 長田麻美 議員 ふるさとしく振興室の2名の職員体制ですが、少し少ないのかなと感じるところでございます。そこで、近隣市町村の体制と取組状況についてお示しください。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 近隣の10市町のふるさと納税担当の状況といたしましては、守谷市が、財政課内の専門のグループで会計年度任用職員2名を含む5名で担当し、取手市は、今年度より財政課内にふるさと納税推進室を設置し再任用職員1名を含む3名で担当しております。その他の市町につきましては、石岡市、稲敷市、つくばみらい市が兼務2名を含む4名体制、土浦市、龍ヶ崎市、つくば市、かすみがうら市、阿見町については、専任の職員は配置せず、1名から4名の職員が他の業務と兼務して担当しております。

当市では、昨年度が職員の退職者数のピークだったこと、コロナ禍の中での採用試験の実施回数が予定より減ったことなどから最低限の人員配置となりましたが、繁忙期には職員の協力体制などにより対応いたします。

今後も、組織全体としての適正な配置、職員数を見極めた上で職員を配置するとともに、必要となる職員の増員を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○4番 長田麻美 議員 今の職員体制は現在の職員状況では致し方ないという点は、理解いたしました。以前、私も牛久市役所の職員の方が非常に少ないという趣旨の一般質問をさせていただいておりますので、また、コロナ禍の中で皆さん、本当に大変だと思うので、この2名の職員体制は致し方ないのかとは思いますが。

それでは、本市の最新のふるさと納税寄附額及び住民税控除額についてお伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 滝本 仁市長公室長。

○滝本 仁 市長公室長 ふるさと牛久応援寄附に係る最新の受入額と市民税の控除額についてお答えいたします。

令和2年度のふるさと牛久応援寄附の受入額は、6,308万7,000円でございます、そのうち100万円を超える高額の寄附も2件いただいております。

また、令和3年度当初課税における個人市民税寄附金控除額は、約1億6,007万5,000円となっております。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○4番 長田麻美 議員 ただいまの答弁にありました多額の寄附ということで、お金贈りお

じさんことZozo創業者の前澤氏が500万円の寄附をしてくださいました。去年11月19日にツイッターで納税約8億円の寄附先を探していますとの募集に、牛久市長が、寄附を何に使いたいかのアイデアをツイートしたことで実現したものです。これについての簡単な経緯と、また、今後もSNS等にもアンテナを張って、こういった企画がある場合は参加をしていくお考えがあるのかをお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 滝本 仁市長公室長。

○滝本 仁 市長公室長 昨年12月25日、前澤友作氏よりふるさと牛久応援寄附として500万円を受領いたしました。これは、前澤氏が、ふるさと納税を行うに当たり、寄附金を有効活用していただける自治体を探していると、ツイッター上でアイデアを募集していたもので、市長が「140年の歴史を持つ日本ワインの礎を築いた牛久シャトーの復活」を提案し、共感していただいたものでございます。

今後、同様の企画があるかは予測はできませんが、市にとって有益と判断できる企画があった際には、しっかり精査した上で活用すべきであると考えております。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○4番 長田麻美 議員 それでは次に、これまでの返礼品の種類や経費、また、市が行う業務についてお伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 滝本 仁市長公室長。

○滝本 仁 市長公室長 昨年度までのふるさと牛久応援寄附における牛久市の御礼品につきましては、受付期間限定の御礼品を含めまして計100種類を御用意してございます。

また、調達価格に配送料を加えた御礼品にかかる費用につきましては、令和2年度に要した額は1,649万7,992円でございます。

ふるさと納税に関し市が行う業務といたしましては、各ポータルサイトの運用、寄附者情報の管理、寄附控除に係る手続、国・県からの調査対応、寄附者や事業者等からの問合せ対応、各種伝票処理業務のほか、新規御礼品や御礼品協力事業者の開拓などを主に行っております。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○4番 長田麻美 議員 この応援寄附金に関しては、トータル的にずっと赤字が続いている状況であります。ぜひともこれをトータル的に黒字に変換して、このコロナ禍の中、いろんな財政状況、大変なので、そこで使っていただきたいと思うんですが、ふるさとうしく振興室が設置されたことにより事業の取組方や返礼品の拡大など、どう変わっているのか。現在の進捗状況をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 滝本 仁市長公室長。

○滝本 仁 市長公室長 ふるさとうしく振興室では、戦略的に寄附額の増加を目指すため、

ポータルサイトの拡充と御礼品のラインナップ強化を同時に推し進めております。

ポータルサイトの拡充につきましては、黒木議員の御質問においてもお答えいたしましたが、現在、運用しているふるさとチョイスとさとふるに加え、新たに楽天とふるなびの契約を締結いたしました。これで牛久市におきましても、寄附件数において業界シェアの約8割を有する4大ポータルサイトがそろふこととなります。今後も、段階的にポータルサイトを拡充し、寄附の受入れ間口を拡大してまいります。

御礼品のラインナップ強化につきましては、既に4月から5月にかけて約100の事業者と御礼品の拡充に向けた打合せを行ったほか、広報紙に御礼品協力事業者募集記事を掲載し、今月23・24日の両日に事業者向けの説明会を開催する予定となっております。

ふるさと納税は、市の魅力を発信するツールとしても活用できることから、特産品はもちろん、アフターコロナを見据え、観光産業を盛り上げるための訪問型の御礼品など、全国の寄附者から選んでいただけるよう、事業者と知恵を出し合いながら幅広いラインナップで御礼品を展開してまいります。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○4番 長田麻美 議員 収支改善に向けていろいろ新しい試みをしていることは、理解いたしました。ポータルサイト、ありとあらゆる返礼品が載っていますので、その中でやはり目を引くような返礼品を載せるということが、大変重要になってくるかと思えます。

せっかくふるさとらしく振興室ができたわけですから、何年後に収支改善を目指すなど、具体的に業務の目標をお示してください。

○杉森弘之 議長 滝本 仁市長公室長。

○滝本 仁 市長公室長 ふるさとしく振興室が設置された時点では、牛久市への寄附額から返礼品等の経費や個人市民税寄附金控除額を差し引くと約9,300万円のマイナスという状況でございます。これを黒字化するためには、約2億5,000万円の寄附が必要となり、寄附額を現在の4倍に伸ばさなければなりません。

そのため、ふるさとしく振興室では、今年度は、現在、既に取り組んでいる寄附額を増やすためのベースを構築し、赤字額の削減に努めつつ、将来的に黒字化できるよう業務を遂行してまいります。

しかしながら、市民が個人の自由意思により他自治体へ寄附をすることで、本来であれば牛久市に納税されるべき税金が流出する額につきましては、年々増加しております。その件につきましては、市は関与することができる立場にはございません。

流出額も念頭に、寄附を増やすための努力はもちろんですが、業務の目的の一つとしまして、御礼品の提供をいただく事業者にとって利益につながるようなサポートも併せて心がけてまい

りたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○4番 長田麻美 議員 以前の一般質問の中でも述べさせていただきましたけれども、この事業自体が、寄附が目的というよりも返礼品の競争みたいなのところがございますので、こういった振興室の設置など力を入れていると思いますので、ぜひとも今後とも御期待しておりますので頑張ってくださいと思います。

それでは、次の質問に移ります。市立学校の公平性について質問いたします。

I C T環境整備で市内全小中学校・義務教育学校の児童生徒に対し、1人1台のタブレット導入が実現しました。同僚議員の質問の中でもありましたが、家庭にタブレットを持ち帰っての学習も始まっているとの答弁もございました。しかしながら、各学校において使う頻度、持ち帰り学習等で差があるとの声を耳にいたします。タブレット学習の各学校の使用状況についてお伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 G I G Aスクールで整備しましたタブレットについてですが、令和2年11月に導入してから約半年が経過しており、各学校ではタブレットなどのI C Tを活用した授業が本格的になっているところ です。

具体的な活用方法といたしましては、インターネットを活用した調べ学習やインターネット上の教育コンテンツを活用した授業、英語のネイティブな発音、数学の3D立体模型映像などのデジタル教材を活用した授業が行われております。また、動画撮影による理科の実験、体育での動作を見直して振り返る学習、タブレットに課題を配付し、その回答を収集して、多様な回答を大型モニターに映して共有したり、タブレットで作成した資料を大型モニターに映して発表するなどの活用が見られます。

学校や教員によって差はございますが、タブレットなどのI C Tを活用した授業が確実に進んでいるところ です。

次に、タブレットの持ち帰りについてですが、令和3年2月に牛久市教育委員会学習者用端末の持ち帰り等に関する規則を定め、持ち帰りができるようにしております。

このコロナ禍で出席停止を余儀なくされた児童生徒、何らかの理由で登校できない児童生徒に対して、授業に取り残されないよう授業をインターネットで配信し、家庭でも授業を受けられるような取組を行っている学校や通常時でも持ち帰りを実施し、家庭学習に活用している学校もあります。

まだ持ち帰りが始まっていない学校もございますが、家庭でのインターネットへの接続テストを行うなど、持ち帰りの準備を進めているところ です。また、インターネット環境のない家

庭でも持ち帰りができるよう、事前に課題をダウンロードし、タブレットに保存して持ち帰るなど、対応していきたいと考えております。

今後、このようなタブレットの本格的な活用が進むにつれ、破損による修理件数も増えてきているところであります。修理は、落下による破損のほか、最も多いのはキーボードの外れが目立ちます。

このようなことから、持ち帰り等に関する規則では、取扱いについての注意や持ち帰った際の御家庭での管理など、貸出しに係る留意事項に保護者の同意をいただき、確認書を提出いただいた後、持ち帰りを実施しているところです。

**○杉森弘之 議長** 長田麻美議員。

**○4番 長田麻美 議員** 午前中の同僚議員の質問の中、児童のタブレット端末の家庭での活用状況の質問の中で、教育長が「ある学校では持ち帰り」、「ある中学校では」という答弁をされていたんですが、せっかく多額の税金を投入し実現がされたのですから、全員に大きな学習の成果を期待しているわけです。この時点で少し格差が目立っていますので、それは問題ではないかと思います。

また、コロナ禍の中で、いつまた学校に行けなくなるか分からない状況で、オンライン授業をしていくためにもそのツールとして、また、不登校の児童生徒の学習のためにも、やはり持ち帰りや取扱いについて、市内学校全体が扱いに慣れる必要があると思います。市としてのお考えをお伺いいたします。

**○杉森弘之 議長** 染谷郁夫教育長。

**○染谷郁夫 教育長** タブレット端末を家庭に持ち帰って接続テストを実施することに関しては、家庭にWi-Fi環境がなく接続テストを行えない家庭もあることから、持ち帰りの方法やその対応を考えて遅れていた学校もありました。今後、新型コロナウイルス感染症が拡大し在宅学習が余儀なくされたときのことを考え、全ての学校が、持ち帰っての接続テストを行う予定です。

それ以外で、日常的にタブレット端末を持ち帰っている学校とそうでない学校があります。タブレット端末でドリル学習をする学校と様々な課題を出して宿題を行う学校と様々です。ただ、日常的にタブレット端末を持ち帰ってどのような活用ができるかは、国の方針もなく、学校の裁量に任されています。

そのような中で、市内のある学校では、コロナ禍で家庭科の調理実習ができないため、調理実習を家庭で行い、その様子をタブレット端末で学校に送り授業を実施しました。また、理科や社会の学習の発展として、理科新聞や社会科新聞をパワーポイントで作り上げて授業に活用しています。さらに、子供が家庭でタブレット端末を使って日記を書いて先生に送り、先生が

返事を書いて送信する活動や自宅でタイピングの練習をしている事例などもございます。

校長先生方は、1つの学校に集まり、コロナ禍での家庭を想定してオンライン学習の実証実験を行って、また、各学校に持ち帰っています。

このように昨年のタブレット端末の導入以来、学校ばかりでなく、家庭での持ち帰りについても様々な検証が始まっているところですので、今後、市内の各学校の先生方に紹介しながら進めていきたいと思っています。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○4番 長田麻美 議員 市としては、たくさん活用してもらいたいお考えはあると思います。ただ、それをどのように実現していくのかということですね。ただいま御答弁いただきましたように、いろいろ試行錯誤しながらやっていくとは思いますが、やはり市内学校で差が出るというのは問題だと思います。

前回の一般質問で、私は、学校校則の公平性についても質問をさせていただきました。そのたびにやはり学校単位で決めるということではあるんですけども、やはりそれでは市民の方は納得できないところも多いです。公平性ということで、関連でお伺いしたいんですが、教育長は前回の私の質問のときにアクティブ・ラーニングなので校則についても話し合っていくというお考えをお聞きしましたけれども、その一般質問の後、教育委員会としてはどのような対応をなされたのか質問いたします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 まず、前回の校則についてですが、統一してこういうふうにしなさいということではなくて、全ての学校で子供の意見を入れなさいと。子供が主体的に関わりながら自分たちの校則を決めていくような、そのルールは統一しましょうという流れを出しましたので、校則について、全ての学校で生徒会や子供たちの意見を取り入れて自分たちが校則に参加していくという統一をしていこうということをしたので、全部の学校が白の靴下とか黒とかというルールではなくて、子供参加ということを条件にするんだよという話で進めたというのが、その後の経過です。

I C T教育の推進のためですが、こちらは、学習指導要領にある情報活用能力の育成が指針になると思います。情報活用能力は、現在の社会におけるドローン、ビッグデータ、インターネットと家電がつながるI o T、人工知能やロボットなど、新しい技術を使いこなしたり、自分たちで創り出したりするために必要不可欠な力です。学校では、この情報活用能力を全ての学習の基盤となる資質・能力であると位置づけて、全ての教科を横断して育成することとされています。そのために、様々な学習活動で問題を発見したり、解決したり、自分の考えを創り出していくために、新聞や資料や友達の見解などとともにタブレット端末等を有効に使うこと

を目的としています。つまり、タブレット端末などのICT機器は、鉛筆やノートのような子供たちが学ぶための道具であり、資料の一つと考えられています。

今後、タブレット端末の活用をさらに日常化していき、道具としての活用をより一層推進し、子供たちの資質・能力を育ててまいります。そのために、市の統一した取組としては、ICTを活用した指導方法の学習場面ごとの活用の類型化とそのポイントや実践例を市として示していきたいと思っています。さらに、その実践が進んでいるかどうかを全ての学校で訪問の際に見せてもらうという形で、学校で進めてもらいたい。よい実践例を各学校で紹介したり、情報教育指導員につないだりして広めていくという方法で進めていきたいと思っています。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○4番 長田麻美 議員 次の質問のお答えもいただき、ありがとうございます。大丈夫なんですけれども。

今、教育長がおっしゃっていたように、活用を広げていくためには、教職員の方のICT教育授業の平均的な技術力が大変必要になってくるかと思います。やはり学校によって、タブレットなどに明るい先生はどんどん進めていく、そういうのが苦手な、得意な先生があまりいない学校は頻度が少ないというような、そこが格差が一番生まれるところだと思いますので、市としてどんどん使ってほしいというのであれば、そこを平均的に伸ばしていく必要があると思います。試みはしているところだと思いますが、早急な整備が必要だと思いますので、やはり先生方が先にオンラインでそういった講習会をどんどん平均的に使えるようにやっていくなど、進めていくお考えがあるかをお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 実は、新人の先生たちが毎年二十五、六名ずつ入ってくるので、相当先生方が若返っています。指導技術に対してはまだ未熟なところが多いんですが、ICTに関しては、かなり進んだ使い方を皆さん持っていらっしゃるんで、ベテランと若手が一緒になって、ICTの得意な若い先生と授業づくりの得意なベテランの先生が一緒になって学校なりに進めている状況がありますので、私たちは訪問でそれを見取ってよその学校に広めながら、市内の統一化を図っていくという方向で進めていくことと、情報教育指導員がおりますので積極的に活用して進めていきたいと思っています。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○4番 長田麻美 議員 校則について、学校に子供たちの意見を取り入れるように周知したとお伺いしましたがけれども、それを言ったからいいというわけではなくて、各学校で、ではどういうふうな話になったよということも教育委員会で酌み取って、結果として出していただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。

都市計画マスタープランが目指すまちづくりについてです。昨年度、牛久市では都市計画マスタープランの改定を行いました。

そこで、まず初めに、牛久市の現状や課題を踏まえ、今後、牛久市はどのような方向性を持ってまちづくりを行うのか。今後のまちづくりの方針についてお伺いいたします。

**○杉森弘之 議長** 答弁者に申し上げます。答弁時間の残り時間が少なくなっております。簡潔をお願いいたします。

長谷川啓一建設部長。

**○長谷川啓一 建設部長** 牛久市の現状につきましては、都市計画マスタープラン策定時に実施いたしました市民アンケートや市民懇談会での意見から、災害時や緊急時における安全対策、空き家の管理活用などが重要であるということや生活環境向上のためにある程度の開発が必要である、駅周辺のサービス機能の集まったコンパクトなまちづくりを進めるべきであると考えている方が多いということが分かりました。

これらに基づきまして、都市計画マスタープランでは、市の顔としてふさわしい、にぎわいと活力（魅力）ある拠点づくり、適切な土地利用による持続可能なまちづくりなど、8つの項目を課題として掲げております。

これらを踏まえまして、牛久市の将来都市像を「豊かな自然に囲まれ、多世代が安心して生き生きと暮らすまち うしく」と設定し、世代循環の形成による持続可能なまちづくりなどの5つの目標を掲げ、無秩序な開発を抑制するとともに、市街地における効率的な土地利用を推進し、快適で暮らしやすいコンパクトな市街地や市街地に近接しながらも潤いや憩いの空間となる自然地の形成を目指したまちづくりを進めていく方針となっております。以上です。

**○杉森弘之 議長** 長田麻美議員。

**○4番 長田麻美 議員** 答弁時間がもう残り少ないので、次の質問はしたかったんですが、まちづくりの事業効果を高めていくためには、市民の目線や考えを取り入れながらまちづくりを進めていくことが必要だと思います。それを言わせていただいて、次の質問に移りたいと思います。

昨今のコロナ禍により、感染症対策に重点を置いて市政運営をされていると思います。感染症対策はもちろん重要で、現状では最も最優先されるべき事業ではありますが、もっと将来を見据え、感染症に打ち勝った後のことも考えなければならぬと思います。そこで、将来を見据えた施策について市の見解を伺います。

**○杉森弘之 議長** 根本洋治市長。

**○根本洋治 市長** 私は、これまで市民の安心安全を守ることを第一に、子供から高齢者、障

害者の方々、全ての世代の市民の皆様が健康で生き生きと暮らせるまちづくり、そして、安心して子育てできる環境を整え若い世代の定住を促進するとともに、市民の皆さんの力を十分に生かすことにより地域コミュニティを強化し、笑顔があふれる活気のあるまちづくりを進めてまいりました。

昨今の新型コロナウイルス感染症の状況により、現在は、市民の安心安全を第一に考え、感染症対策を重点的に進めてまいりましたが、市民の生活様式が大きく変わろうとしている現状を鑑み、アフターコロナを見据え、事業を継続的に進めていく必要があると考えております。

牛久市は、ベッドタウンとして発展してきたまちであります。これからもたくさんの人に住んでいただき、まちの活力である人口を増加させることが重要と考えております。

令和元年度、そして令和2年度の建築確認件数を比較しますと、牛久市は約1割減少しておりますが、増加している近隣市町村もあることから、牛久市も再び人口増加の流れを引き戻すポテンシャルは十分にあると私は感じております。

牛久市の将来を見据え、牛久駅周辺の活性化や持続可能なまちづくりを進めるために、定住促進策などを都市計画マスタープランに盛り込むことで、牛久の魅力、そして、その資源を最大限に生かし、「住み続けたいまち」、そして「選ばれるまち」にこれからもなるよう、今後スピード感を持って市政運営に取り組んでまいります。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○4番 長田麻美 議員 根本市長はこれまでの市政運営の中で、今お金がかかってしまっても、先に延ばすことなく今変えていく、そして、10年後、20年後、50年後を見据えてやっていくという姿勢はお変わりないと思いますので、今後もしっかりと先を見据えた運営を行っていただきますよう御期待申し上げまして、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で4番長田麻美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時ちょうどといたします。

午後1時49分休憩

---

午後2時00分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

2番藤田尚美議員。

〔2番藤田尚美議員登壇〕

○2番 藤田尚美 議員 皆様、こんにちは。公明党の藤田尚美です。通告に従いまして、一

般質問を行います。

まず初めに、幼児教育についてであります。

幼児教育は、子供の基本的な生活習慣や態度を育て、道徳性の芽生えを培い、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探究心を養い、小学校以降における生きる力の基礎を培う重要な役割を担っています。そこで、保育園や幼稚園の幼児教育から小学校への連続性について質問いたします。

本市の保育課は保健福祉部の所管にあり、公立、私立の保育園と私立幼稚園、認定こども園を担当しています。一方、公立の2つの幼稚園のみは、教育委員会の所管であります。

幼児期に初めての集団生活は、これからの人間形成の土台を培う意味でも、小学校以降の土台づくりとしても貴重な時期であります。こうした園での集団生活をスタートして見えてくるものは、落ち着きのなさや飛び出し、言葉が十分に話せない等、特別な支援を必要とする子供たちの姿であります。

平成27年4月には、全ての子供に質の高い教育・保育を提供することを目標に掲げた子ども・子育て支援制度がスタートいたしました。さらに、平成30年からは幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育指針が同時に改訂となりました。このことの意義は、保育所の保育は家庭的な養育の延長ではなく、計画的にカリキュラムを組んで行うことの大切さを示していると考えます。また、3歳以上の幼児の保育においては、保育園も幼稚園と同じ健康、人間関係、環境、言語、表現の5領域の内容となりました。そして、小学校以降の学習指導要領で一貫して育てなければならない3つの資質・能力も、幼児期から意識して育てることにもなりました。これは、明らかに小学校以降を見据えた乳幼児期からの発達の連続性を重視したものであり、保育とともに教育といった視点が明確になってきていると考えます。

そこで、まず、支援が必要な幼児は日々成長していると思いますが、この子供たちに対して保育士や幼稚園教諭はどのように支援を見取り対応しているのか伺います。

**○杉森弘之 議長** 内藤雪枝保健福祉部長。

**○内藤雪枝 保健福祉部長** 保育園では、乳児から就学前まで幅広い年齢層の子供たちが生活の場として保育の提供を受けています。保育士は、保育指針に基づき、園児に対しそれぞれの個別の発達段階を把握し、健康で安全に生活でき、集団生活に適応できるよう保育を提供しています。

日常の保育の中で保育士が支援の必要性を把握した場合には、対応方法などについて、指導課が実施している巡回相談を利用しています。そのほか、関係機関で行っている発達相談や教室へ案内を行い、早期に療育支援が開始されるよう働きかけています。

障害があったり、特別な支援が必要な園児に対しては、障害の程度や状況に応じて対象児童の保育に係る専任保育士、いわゆる加配保育士を配置します。

また、保育士は、牛久市保育園連絡協議会の開催する年齢別研修会や関係機関の研修に参加するなど、障害児支援の在り方も含めて研さんを積んでおります。以上です。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 公立幼稚園のほうですが、公立幼稚園では、コミュニケーションや集団生活で困難さが見られる子供に気づいた場合には、職員で検討しながら支援を行っています。しかし、それだけでは十分な支援につながらない場合も多々あります。そこで、教育委員会では、10人の専門家に依頼し、実際に子供を見取ってもらい指導助言をいただく巡回相談事業を実施しています。この事業は、公立幼稚園だけでなく、市内22の全ての保育園や幼稚園などを対象に実施しています。このような支援を10年以上継続しておりますが、小学校入学後に不応を起す児童が多いことから、今後は、年長児に力を入れ、巡回相談を実施しようと考えております。しかし、相談件数は年長児以外のゼロ歳から3歳児も増えており、限られた予算の中、指導課の日程調整の難しさもあることから、今のところ、充実した対応が難しい状況です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 巡回相談でまずは対応していただいているということで、さらに年長児を重視していくということ、やはり小学校の連続性を考えたときに年長児の見取りというのは非常に大切だと思いますので、巡回相談、さらに力を入れていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、支援が必要な子供を持つ保護者にはどのように支援をしているのか、具体的な例を挙げてお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 保育園では、安心して保育園を利用していただくため、保護者と保育士との信頼関係の構築が必要と考えています。特に、障害を持っていたり、発育発達の遅れが見られる園児の保護者に対する支援につきましては、入園前の状況把握として、関係機関と連携し、自宅で保護者が行っている養育状況や要望等を確認しています。入園後も保護者と相談しながら、園児の状況に応じた個別の指導計画や対応記録を作成し、不安の解消と信頼関係の構築に努めています。

また、保護者が専門的な相談が受けられるよう、必要に応じて関係機関で行っている発達相談や教室等の案内を行っております。以上です。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○**染谷郁夫 教育長** 指導課の巡回相談事業では、保護者の相談にも応じています。例えば、就学を目前にした保護者は就学まで何をやっておくべきか焦って不安に駆られていることがあります。しかし、専門家の適切な指導助言によって、保護者は安心し、自分の子育てに自信を持つことができます。さらに、きぼうの広場の職員が発達の相談に乗ったり、就学先の相談に乗ったりしています。保護者の安定は子供の安定につながるのです。子育ての不安を解消していくことは、子供の穏やかな育ちに大いによい影響を及ぼすと考えています。しかし、きぼうの広場の職員も現在、常勤者が不在で、年間1,700件以上の相談があり、障害を持った子供の保護者の相談に十分に対応することが難しい状況になっています。

○**杉森弘之 議長** 藤田尚美議員。

○**2番 藤田尚美 議員** 次に、保育指針や幼稚園教育要領でも求められております支援が必要のある子供の個別の指導計画をつくるようになっておりますが、どのような形でつくられて小学校に接続を行っているのか伺います。

○**杉森弘之 議長** 内藤雪枝保健福祉部長。

○**内藤雪枝 保健福祉部長** 保育園では、支援の必要性がある子供の小学校への接続については、指導課主体の保育園幼稚園小学校連携事業として行っている巡回相談をはじめ、様々な方法で学校との情報共有を行っています。

年長の子供が参加する保育園・幼稚園・小学校の交流会では、小学校の先生方に気になる子供の様子を見て状況を判断していただくなど、保育園から小学校へ円滑に移行できるよう支援を行っています。

また、保育課では、教職の経験がある方を幼児教育指導員として任用し、保育士に対し幼児教育についての指導助言をいただいております。この幼児教育指導員が中心となって、4・5歳児担当保育士を対象に、小学校への円滑な接続をテーマに年5回程度の研修を行っています。その中で、子供の園での様子を記録した保育園児童保育要録を作成し、就学予定の学校に提出するなど、就学に向けて情報の共有を行っています。

就学後も、学校からの問合せに対して保育園で担任だった保育士が対応するなど、卒園後も保育園と小学校の連携を推進し、子供への支援の充実を図っております。以上です。

○**杉森弘之 議長** 染谷郁夫教育長。

○**染谷郁夫 教育長** 公立幼稚園では、支援が必要な子供たちについて、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成しています。これは、小学校への円滑な接続を図るための情報共有ツールで、入学前の障害のある幼児に対して作成するようになっています。これを基に、年度末には小学校との情報交換を行い、これらの資料を小学校に引き継いでいます。

また、指導課で実施している保幼小連携事業において、小学校区ごとにアプローチ・スター

トカリキュラムを作成しています。このカリキュラムは、年長児の10月頃から小学校の夏休み前までの期間の援助のポイントをまとめたもので、小学校区にある保育園等とも共有し、市内の全ての園児が小学校生活に円滑に適応できるようにしています。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 次に、幼児期におけるインクルーシブ教育の理念と取組について伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 保育園において障害のある児と障害のない児が共に生活し保育を受けることは、園児にとって発育発達を促す刺激となり、共生社会の構築に向けて重要な取組であると考えております。

しかしながら、乳幼児期において、障害児が安全に保育園で生活するためには、合理的な配慮として人的な配置が必要となります。

市では、保育を必要とする障害児の受入れを推進するため、平成29年に牛久市民間保育園等障害児保育事業補助金制度を創設し、障害児を受け入れている民間保育園に対して対象児童の保育に係る加配保育士確保の助成金を交付しています。また、公立保育園においても、必要に応じ加配保育士を配置し、配慮の要する児童の保育を行っております。以上です。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 インクルーシブ教育の理念は、障害の有無によって学ぶ場が分けられるのではなく、障害のある子供もいない子供も同じ場で共に学ぶことを追求することであると考えています。ただし、それは単に同じ場所にいることではなく、障害の有無にかかわらず、共に活動に参加し、それぞれが充実感、達成感を持ちながら同じ時間を過ごし、それらの活動を通して生きる力の基礎を育成することが重要であると考えます。そのためには、適切な指導、支援が必要で、教職員の研修は欠かせません。そこで、昨年度から、茨城大学と連携した幼児教育センター事業を開始し、さらに充実を図るように考えています。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 インクルーシブ教育については、先ほど保育課のほうでは、まず人的な配置が必要だということで、その中での配置の問題なんですけれども、やはり教育委員会では研修が大事だと。障害児に対しての配慮、その部分が、まだまだ研修の必要性が高いのではないかと。そこを重視してから障害児を扱うような、特出しをして保育をやるのではなく、一緒に保育室の中で合理的配慮、部屋を別途にするとかではなく、一緒に学べるような、それにはやはり保育士の質が大事なんです。その質を向上させるためには研修、力をつけるというところがまず、障害児を担当する先生方が一番壁になる場所、その壁というのはどこで開け

ばいいのかが分からないという現場の声もありました。なので、その声を酌み取っていただいて、障害の加配についての再度、どういう形で先生たちを伸ばしていけるのか、質を上げていけるのかの部分をもた検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、教育委員会が取り組んでおります幼児教育センター事業は、どのように機能しているのか伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 指導課では、10年前より茨城大学に関わっていただいております。昨年度からは、茨城大学と連携した幼児教育センター事業として、市内の幼児教育施設の保育士や教職員の資質向上のための研修を行っています。

例えば、第一・第二幼稚園では、茨城大学による保育実践が行われ、その狙いや成果を大学教授が解説することで指導高い研修となっています。また、昨年度は、個別の教育支援計画と指導計画の作成の仕方についての希望研修を実施しました。研修で学んだことがきっかけとなり、自分自身の保育の仕方を変えて成長できた保育士がいたり、各園の個別の教育支援計画や指導計画を見直す動きにつながったりと大きな成果となりました。さらに、第一幼稚園、第二幼稚園で市内の幼児教育施設に在籍している園児の保護者を対象とした子育て座談会や個別相談の機会を設けたところ、大学教授からの専門的なアドバイスが受けられると大変好評でした。

今後も、こうした研修を企画・運営することで、市の幼児教育の質の向上を目指していきたいと思えます。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 成果が出ているとのことですので、しっかりと幼児教育の質の向上に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、支援が必要な子供の見取りや教育、保護者への支援、小学校への接続といった、以上のことを考えますと、保育課と教育委員会が一本化して取り組んでいったほうがよいのではないのでしょうか。

近隣で調査したところ、鹿嶋市がありました。鹿嶋市教育委員会では、認定こども園、保育園、幼稚園に関わる幼児教育の窓口を公立・私立、共に一本化し、幼児教育の質の向上を目指し、小学校への円滑な接続を推進するために幼児教育課を教育委員会に新設いたしました。

小学校1年生のスタート時期において、教室に入れない児童、教室から飛び出す児童、友達と関われない児童など、苦戦している児童はたくさんおります。さらに、今後の方向といたしまして、家庭、地域社会、保育園・幼稚園などの3者による総合的な幼児教育の推進、幼児の生活や発達、学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実等の問題に統一して取り組むためには、本市においても、幼児教育に関して一本化する仕組みを整えることで、子供たちの幸せづくり

や教育の質の向上につながるばかりか、市の発展にもつながると考えますが、御見解を伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 市内の全ての子供たちやその保護者が、障害の有無にかかわらず、ひとしく高度な支援を受けて、スムーズに小学校の生活や学習に適応できるようにするためには、幼児期からの特別支援教育の充実が不可欠だと思います。

また、施設の違いや経済状況を問わず、就学前に生活や学びの基盤を育む質の高い教育を受けることができるようにすることも大切だと考えています。

国においても、全ての子供が格差なく質の高い学びへ接続できるようにするために、幼児教育スタートプランが発表されたり、こども庁の新設など、子供に関する施策の一元化が議論されたりしております。

そのような中で、牛久市においても、公立保育園や公立幼稚園の今後の在り方についての議論や保育園と幼稚園が担う役割等について検討しているところであり、特に、幼児教育施設における教育については、一本化して支援していくことが重要ではないかと考えます。鹿嶋市をはじめその他の自治体にも一本化の動きは広がっておりますので、一本化に向けて前向きに検討してまいりたいと考えています。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 そうなんです。私が求めているのは、保育のゼロから2は保育課、そして、教育の3・4・5は小学校に向けての大事な接続の時期でありますので、そこを一本化して教育で見取っていくということを理想としております。前向きに検討してくださるとのことですので、一生に一度しかない幼児期でありますので、教育環境、幼児教育の方向性をしっかりと整えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。インクルーシブな公園整備についてであります。

インクルーシブ公園とは、健常児だけではなく障害児も一緒に遊べる公園のことです。体幹が弱い子も遊べるブランコや頂上へつながるスロープがある滑り台、触って感触や音を楽しむ遊具などが設置され、障害の有無にかかわらず誰もが楽しめるよう配慮されています。インクルーシブの考え方を取り入れることで、障害があっても諦めることなく一緒に遊ぶことができるようになります。

子供は、遊びを通じて成長することができ、親と離れて遊ぶ経験は自立のためにも重要です。それは障害児にとっても同じです。また、障害がある子もない子も身近な場所で交わりながら遊び育っていく中で、多様性を受け入れ、差別のない社会の基礎ができていくと期待しています。ユニバーサルでは、全ての人がアクセシブルな公園は、牛久市が取り組む持続可能な開発

目標に基づくまちづくりにも合致するものだと思います。

そこで、牛久市にも障害のある子もない子と一緒に遊べる遊具の設置が必要と考えますが、御見解を伺います。

○杉森弘之 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 インクルーシブな公園につきましては、国営昭和記念公園をはじめ、昨今、東京都の公園を中心に導入され始めており、障害がある子もない子も誰もが一緒に遊べる公園は、まさに公園の理想像であると考えます。

当市では、平成25年に牛久市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を制定し、新たに設置される公園においては、園路の幅を車椅子が通れるようにしたり、出入口に段差を設けないようにするなど、バリアフリーに配慮した公園づくりを進めております。また、牛久市公園施設長寿命化計画に基づき、国の交付金を活用して老朽化した遊具等の公園施設の改修、更新を進めているところです。

一方で、少子高齢化の社会状況や公園の維持管理費等を踏まえ、今後の公園の在り方についても検討していく必要があると考えております。

そのような状況の中ではございますが、市としましては、インクルーシブな公園は公園の在り方として重要な考え方であると認識しており、遊具の設置につきましても、先進事例等を参考に検討してまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 前向きな答弁、ありがとうございます。

今後、改修、更新の際には、インクルーシブをしっかりと視野に入れての公園整備をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で2番藤田尚美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時35分といたします。

午後2時26分休憩

---

午後2時36分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

10番甲斐徳之助議員。

〔10番甲斐徳之助議員登壇〕

○10番 甲斐徳之助 議員 皆様、こんにちは。新政会所属、甲斐徳之助です。いつもに引き続き、市民の皆様の声をこの場に届けること、そして正確な情報が知りたいとの声に合わせて、

日々活動しております。

今定例会は、本市の第三セクターの経営状況、また、決算についての質問をさせていただき  
ます。午前中に同僚議員が、質問内容が重複するところもありますが、私のほうは決算をベー  
スに御質問をさせていただきたいと思います。

それでは、通告に従い一問一答方式にて質問いたします。

先日、全員協議会において、第三セクター3社のうち2社の決算報告がなされました。結果、  
2社とも赤字決算であり、決算書を見た上での赤字決算の状況と市の財政面にどのような影響  
があるのか、確認の質問をさせていただきます。

まず、全体的な説明を求めたいと思います。1点目として、第三セクターが赤字となってい  
った場合、本市にどのような影響があり、また、財政的な責任を執行部はどのように捉えてい  
るのかを質問させていただきます。

**○杉森弘之 議長** 吉田将巳経営企画部長。

**○吉田将巳 経営企画部長** これまでの市議会におきましても、答弁させていただきました。  
また、本日の須藤議員の一般質問でも御答弁申し上げましたけれども、第三セクターへの地方  
自治体の関与につきましては、総務省から第三セクター等の経営健全化等に関する指針が示さ  
れており、その中で、第三セクターは地方自治体から独立した事業主体であり、その経営は第  
三セクター自らの判断と責任に基づき遂行されるものとされております。

また、会社法において、株式会社に対する出資者が負わなければならない責任は、株式の引  
受価格を限度とする旨が記載されており、出資者・株主として既に出資した金額以上の責任は  
発生しないものとなります。以上です。

**○杉森弘之 議長** 甲斐徳之助議員。

**○10番 甲斐徳之助 議員** 御答弁によりますと、出資者・株主として出資金額以上の責任  
は発生しないということでありました。

次に、2点目として、結果、赤字決算を取っているが、どう対応されているのか。また、本  
市の財政面に与える影響はあるのか、ないのか。御質問させていただきます。

**○杉森弘之 議長** 吉田将巳経営企画部長。

**○吉田将巳 経営企画部長** 事業者がその会計年度の決算が赤字となる場合には、金融機関等  
からの借入れ等や資本を取り崩すなどの方法で赤字補填をしており、それは第三セクターであ  
っても同様となります。

先日の牛久市議会議員全員協議会で報告いたしましたうしくグリーンファーム株式会社、牛  
久シャトー株式会社の2つの第三セクターにつきましては、本期も赤字となり、一方で、運営  
資金としての借入れは実施していないことから、赤字補填につきましては資本を取り崩した形

となります。

この資本金の減少が牛久市財政に及ぼす影響といたしましては、新たに支出を伴うものではないですが、牛久市の財務処理上、貸借対照表において、これまで計上のなかった投資損失引当金に数値を計上することとなります。投資損失引当金への計上は、出資した価格が30%以上下落した場合に計上することとなり、現時点におきましては、牛久シャトー株式会社への出資金の全額9,500万円が当費目への計上対象となります。さらに、当費目計上に伴い、同額が純資産から減少することとなります。

また、このほか、牛久シャトー株式会社に対しては、昨年度、賃料の猶予を行っていることから、牛久市が予算措置をしておりました賃料5,544万円の収入がなされなかったという影響が生じております。以上です。

**○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。**

**○10番 甲斐徳之助 議員** 基本的に借入れの中でやっていくということでありましたけれども、その中で借入れがなくて資本金の取崩しをされていると。決算書で市の決算書ベースで投資損失引当金というものが出てくるということで、私は存じ上げなかったんですけども、事態が大変なことになっていらっしゃるということで、特にシャトーにおいては賃貸の猶予が発生しているということで、5,544万円の収入として既にもうないということで認識しました。

その辺を踏まえた上で、各社の個別の状況を確認させていただきたいと思います。初めに、牛久シャトー株式会社の決算状況と決算に対する対応の確認の質問をさせていただきます。

**○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。**

**○吉田将巳 経営企画部長** 先日の牛久市議会議員全員協議会で説明いたしましたけれども、牛久シャトー株式会社につきましては、第1期は令和2年1月6日から同年3月31日までの約3か月間であり、オープンに向けた準備期間であったことから、令和2年度期が実質的な事業開始年度期となります。当初、3か年事業計画におきましても、初年度の年間収支では赤字となることが想定されておりましたが、これに加えて、年間を通して新型コロナウイルスの感染拡大の影響を大きく受け、来客数が伸びなかったこと等から、損益計算書に示されたとおり、単年度で約1億円の赤字という大変厳しい結果となりました。

今回の決算を踏まえ、その対応につきましては、税理士も交えて現在、検討中ではございますが、牛久市としましては、赤字を直ちに補填するというものではなく、現在の契約に基づき賃料のさらなる猶予等での対応が考えられるほか、株主として、また、総務省が示す自治体としての第三セクターに対する適切な関与の点からも、牛久シャトー株式会社の経営状況の正確な把握に努めるとともに、総務省が示す基準では第三セクターの資金調達はいずれも自主的に行われる

よう留意することが示されていることから、牛久シャトー株式会社に対して収益の改善に向けた取組をさらに進めることや新たな出資等も含めた資金調達を自主的に行うこと等の申入れをしていくことを検討しているところでございます。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○10番 甲斐徳之助 議員 先ほどの御答弁と今の御答弁でもありましたというか、借入れはないけれども資本金の取崩しで財産の目減りをしているということでありました。

猶予という名の賃料の市としての収入の部分がもう既に財政負担になっているということで、それに向けた経営改善策として新たな、キーワードで新たな出資とおっしゃっていたんですけども、具体的に何であるかということと、資金調達は自主的に申し入れていくという御答弁をいただきましたけれども、その資金調達、金融機関であるのか、何なのか、そして、借入れはできるのか、再質問させていただきます。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 第三セクターの運営というものは、地方公共団体から独立して行われるという基本的な考え方、また、一般的な民間事業者と同様に考えた場合には、資金調達的手段といたしましては、借入れ、または増資等が手段として考えられるかと思えます。現在の決算の状況から、銀行等からの融資というのは大変厳しい状況であるとは思いますが、そのほかの金融機関も含めて、まずは牛久シャトー株式会社自ら資金調達を行う必要があるものと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○10番 甲斐徳之助 議員 また再質問させていただきますけれども、借入れ、増資等の手段が考えられる中で融資は厳しいと今、判断したんですけども、コロナ禍の中でという話も出ておりますが、この間の決算書の中で、まず、事業計画の中で3年赤字がもう当たり前みたいな感じで書かれていたんですけども、その時点でもう私は訳が分からないなと思ったんですけども、今後も赤字の決算の可能性が予想されていくと思うんですけども、それを踏まえた上で、銀行等の借入れ、融資が厳しいという中で、市としてどういう指導をして対応していくのか、改めて確認をしたいと思えます。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 先ほどの答弁と重なりますけれども、対応等につきましては、現在、検討を重ねているところでございます。今回の決算を受けまして、牛久シャトー株式会社では再度収支見込みを算出し、それに基づく協議を進める中で、新型コロナウイルスの影響が改善すれば、黒字への転換が図れるとの見通しも提出されております。

牛久シャトー株式会社では、これまでオエノンホールディングスが営業していた当時より経

費等を圧縮し、利益を生み出すことができるよう取組を続けてまいりました。今回の決算、現在の状況を踏まえ、新たに社員給与の一部カットをはじめとした経費の抑制と販売力向上のためのインターネット販売も、既に開始をしております。

新型コロナウイルス感染拡大が観光業、飲食業に与える影響は大変厳しいものと認識をしておりますが、少しでも早く黒字化ができるよう、どういった手段が取れるのかといった点も含め、引き続き、牛久シャトーとともに検討をしてみたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○10番 甲斐徳之助 議員 経営圧縮、社員給与一部カット、インターネット販売ということで、普通の答弁をいただきましたけれども、観光業、飲食業、本当に厳しいと思います。私もちょっと携っておりますけれども、観光業、ワクチン接種が始まって人流がすぐに戻るかという、なかなかそれは厳しいと思うんですね、実際。

会社運営を続けていく上で、当然、資本金を取り崩して、猶予以外にキャッシュが多分残っていないと思うんですよ。その中で再度質問させていただきたいんですけども、賃料の猶予以外に、市として、前回のイズミヤの撤退に伴う4億円の貸付けのような投資であったり増資を果たしてやるのか、やらないのか。ほかの同僚議員も何度かほかの場面で聞かれていますけれども、改めて議場の場で確認をさせていただきたいのと、社員の給与のカット以外、役員さん、1人ですか、社長、報酬等、普通、本来であればその辺の経費削減も通常の会社だと見込んでいくと思うんですけども、株主としてどう考えていくのか、再質問させていただきます。

また、契約が20年ということでありましたし、その中で何年で通常に戻っていくのか、予想がまだ立たないと思う、報告を受けていると、多分、予想がつかないと思うんです。その中で、20年先も第三セクターを管理していくのか、経営していくのかを踏まえて、3点の再質問をいたします。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 公的資金での支援ということでの投資・増資というのは、現時点では考えていないというのはもう既に答弁申し上げているところでございますけれども、ただ、先ほど午前中の須藤議員の答弁の中でも副市長が答えていたように、公益性といった面で見たとときにどうかというのは、今後、検討する課題はあるとは思いますが、今すぐという話ではないと考えております。

それと、役員報酬のカットはどうなのかということですが、こちらについては、社員と同様に報酬のカット等、カットというのではないと思いますが、報酬の返上ですかね、そちらのほうを考えていると牛久シャトー株式会社からは報告を受けております。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○10番 甲斐徳之助 議員 多分1個、答弁漏れだと思いますけれども。赤字が続いた場合に。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 すみません。答弁漏れでした。

20年先までということでございましたけれども、現時点では、当市としましては、オエノンホールディングスから借り入れた契約期間を全うしたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○10番 甲斐徳之助 議員 経営が厳しいのは十分に理解はしているつもりでありますので、企画等を練りながら、ぜひ黒字化できるよう経営指導のほうをよろしく願いして、次の三セクに入りたいと思います。

2社目としてグリーンファームなんですけれども、グリーンファームの現況はどのようになっているか、質問と確認をしたいと思います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 うしくグリーンファーム株式会社につきましては、コロナ禍における学校給食の停止、秋冬野菜の価格の大幅な下落によるものが大きく、気象条件によるマイナス要因はあるものの、以前に比べ作物は順調に栽培されるようになりましたが、414万5,503円の赤字という結果になり、改めて農業の難しさと厳しさを実感しております。

今後は、安定した農業売上げ確保につながる契約栽培のジャガイモとサツマイモを基盤として経営の安定化に努め、さらなる計画的な作付と栽培管理を継続することが必須と考えております。

また、うしくグリーンファームには、農作物を生産して利益を上げることはもちろんでございますが、市内の農地を適正に管理する、新規農業者を育成し独立させるという大きな目的がございます。うしくグリーンファーム株式会社の設立の目的であるこの2つの柱は、現状のよい流れを崩さぬよう、関係機関との連携をより強固なものとし、事業を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○10番 甲斐徳之助 議員 すみません。グリーンファームの答弁をいただいたんですけれども、私は今、決算の状況下を聞いておりまして、市内を適正に管理するとか、事業内容を確認させていただいているわけではありません。そういう御答弁をいただけるのであれば、あえてお聞きしたいんですけれども、市内の農地をどのように管理されて、新規農業者の育成はどれぐらいなのか、お尋ねしてもよろしいでしょうか。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 うしくグリーンファーム株式会社が管理している市内の農地は、約40ヘクタールあります。この農地は、毎年多少の入替えはあるものの、いずれも農業後継者がいない農地や担い手がいなくなってしまう農地であり、遊休農地や耕作放棄地になる可能性のある農地を借り受け、耕作しております。

また、新規農業者の育成ということでは、ここ3年間で4名の新規農業者がグリーンファーム株式会社より独立いたしました。なお、直近3年間で牛久市内で新規農業者数は6名ということで、そのうち4名がグリーンファームから出ているということで、大きな役割を果たしていると考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○10番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。

決算のほうに戻らせていただきます。営業損失が過去最大1,300万円ぐらいでしたね、前回。赤字傾向が多いんですけども、当然ながら。収入の予算で約400万円のときに、決算時900万円だったんですよ。そのほとんどが補助金で賄っていた部分があって、その補助金もなければどれだけのよろしくない話だったのかなと思っています。

その中で、何点か、売上げの安定化とかいう話をいただきましたけれども、例年、お話しされているのが、異常気象の影響で作るのが駄目になってしまったという話をよく全員協議会のときにされてきましたよね。その辺を少しお聞きしたんですけども、今年も同じような気象、ないし、これからも予想されるんですけども、そういったものに耐え得るような商品開発だったり研究とかいうものの依頼をかけたとかかというようなことも含めた上で、具体的な改善策といいますか、そういうことは行われているのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 農業にとって一番重要なのは、気象条件です。日々、品種が改良され、耐候性の強い品種が開発されてはおりますが、全ての気象条件に対応できる品種は現在のところはございません。また、JA水郷つくばの部会共販出荷や契約栽培については、指定品種の栽培をしているところでございます。

今後も、関係機関や専門家と連携し、適正な病害虫防除を継続し、計画的な作付と栽培管理を行うことで安定した栽培ができるよう努めてまいります。

また、御提案のありました商品開発につきましては、うしくグリーンファーム株式会社とともに慎重に検討してまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○10番 甲斐徳之助 議員 慎重に迅速に研究のほう、よろしく願いいたします。

3つ目の牛久都市開発株式会社の質問に移らせていただきます。

単年度、昨年は赤字でお聞きしていました。現況は、今、どうなっているか、お尋ねしたいと思います。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 牛久都市開発株式会社につきましては、まだ令和2年度期の決算は提出されておりません。今月の下旬に株主総会を開催予定ですので、その場での報告、また、御承認をいただいてからということになります。

昨年度、議会に提出いたしました令和元年度期の事業報告書では、単年度で1,835万円の赤字となっております。これは、イズミヤ撤退以後、新たなテナントの出店、事務所の誘致等を進めてまいりましたが、まだ全ての空き床の解消には至っていないことなどから赤字が先行したものと認識しております。

ただ、あくまで速報値ではございますけれども、令和2年度期につきましては、依然として厳しい状況ではあるものの、収支では改善が見込まれているとの報告を受けております。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○10番 甲斐徳之助 議員 速報値ということで、改善が見込まれているという答弁をいただきました。これは黒字化に転じているという判断でよいのか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 あくまで速報値ということで聞いているものではございますけれども、今期につきましては、黒字となる見込みと聞いております。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○10番 甲斐徳之助 議員 テナント等がまだ決まらないという中で速報値が黒字化をしていくと判断していいんでしょうか。また、黒字になっているという部分はどのようなところが要因であるのか、聞いていらっしゃいますか。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 速報値であることから、まだ詳細な把握というところまでは至っておりませんが、これまで牛久都市開発株式会社で続けてまいりました経費抑制の取組、例えば、外注していた委託業務を社員自前でやれるものについてはやっていくなどの経費の抑制、それと令和2年度のエスカード牛久ビル2階のリニューアルオープンに伴いまして、新たなテナントが出店し、家賃収入が増加したことなどが収益の改善につながったものと捉えております。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○10番 甲斐徳之助 議員 ごめんなさい。最後のところをもう一回、聞いていいですか。

ごめんなさい。違うことを考えて。最後、何て言ったんですか。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 黒字化になった要因の一つとしては、先ほど言った経費の抑制の取組、それと同時に、令和2年度のエスカード牛久ビルの2階、こちらがリニューアルオープンしまして、現在、2階においては新たなテナントが入ったということで家賃収入が増加した、そのことが収益の改善につながっていると捉えているところでございます。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○10番 甲斐徳之助 議員 分かりました。テナントが入って売上げが上がってくるということは、当然、都市開発株式会社のほうも売上げが上がってきていますよね。

その中で、もう一点、確認したいのは、前回の4億円の貸付金が1年据置きで、もうそろそろ1年たったと思うんですけれども、その後の返済状況はどうであるか、最後、質問をさせていただきます。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 平成31年3月29日に貸付けを行って以来、令和3年3月31日が2回目の約定償還日となっておりますが、これまで約定どおりの償還が行われております。これまでに3件の繰上償還も行われておりまして、貸付け当初時点と比較した場合には、繰上償還があった分だけ当初よりも早いペースでの償還が行われているところでございます。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○10番 甲斐徳之助 議員 償還が始まったということで報告がありました。

第三セクター、3つ確認させていただきましたけれども、いずれも税金を投入して設立して経営をされています。経営をしていく第三セクターが赤字決済をして市の財政面を圧迫していくような本末転倒な状況はないように、皆様には、経営指導をしていく責任があると私は考えています。

また、特にエスカードなんですけれども、資本比率の部分もあると思うんですけれども、情報が遅いですね。全員協議会の中では、ほかの2社は出てきていますけれども、都市開発、出てくるんですけれども、中身がちょっと見えなところがありますよ。やはりこういう公開等をきちんとしていただいて、我々も判断できるような情報を提供していただいて、スムーズな経営ができることをお願い申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で10番甲斐徳之助議員の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時08分延会